

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月30日
【計算期間】	第 2 期(自 平成20年 5 月 1 日 至 平成21年 4 月30日)
【ファンド名】	MF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンド (MF MCP-Aizawa Trust Philippine Fund)
【発行者名】	FC インベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 リー・ワイ・リム (Lee Wai Lim)
【本店の所在の場所】	英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付 (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands British West Indies)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹 野 康 造
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注 1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年 8 月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 92.74円)によります。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注 2) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

サブ・ファンドの投資目的は、() (a) フィリピンで設立された企業または(b) フィリピン証券取引所に上場されている企業またはフィリピンで営業を行うもしくはフィリピン経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業により発行される、株式または株式関連証券(転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む。)および債券、または() これらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に対する合理的なレベルのリスクをもって行う投資を通じて、収益および長期的な元本の増加を実現することです。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。

b . ファンドの性格

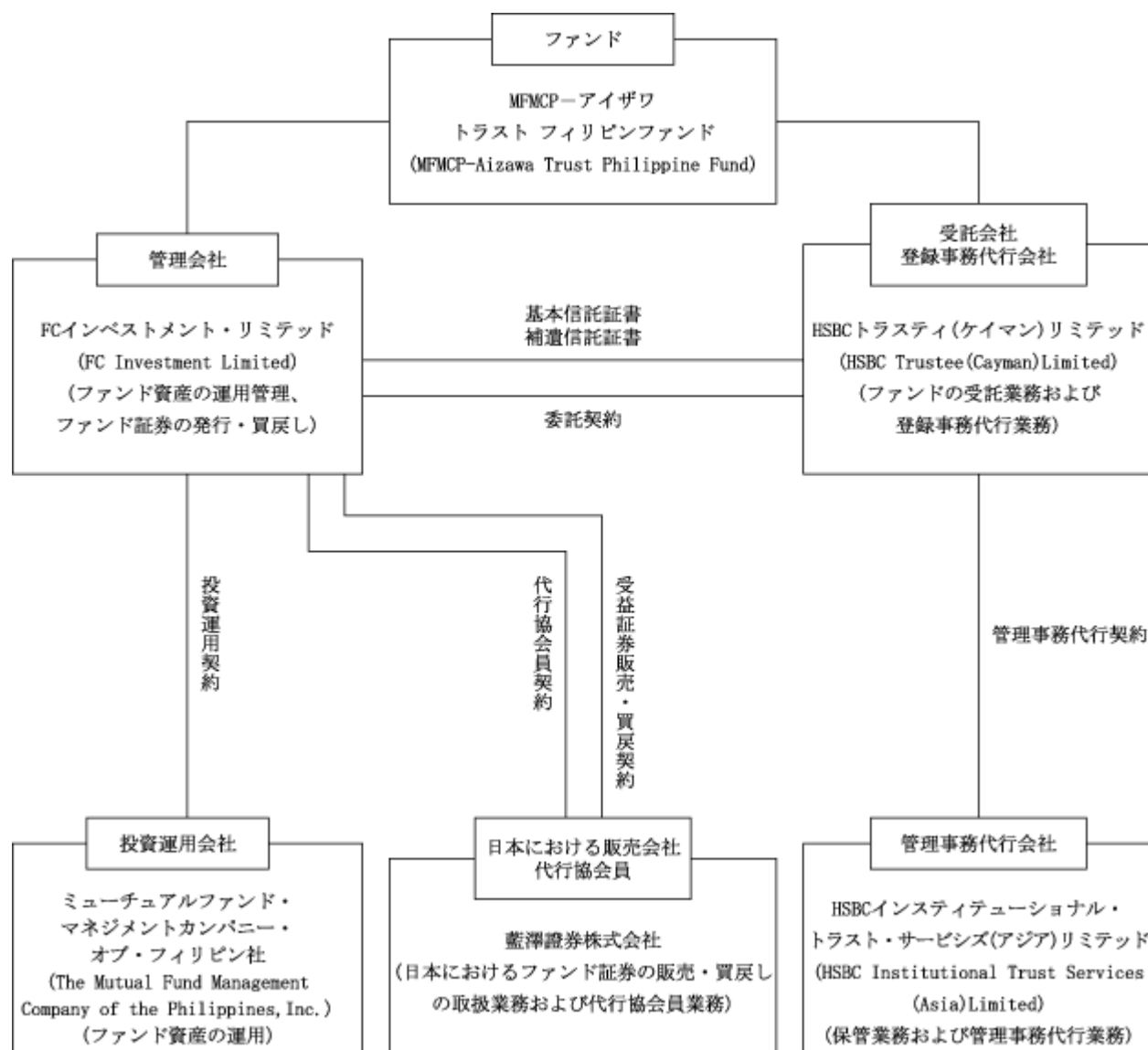
ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

受託会社および/または受託会社から任命されたいかなる者(管理会社も含みます。)も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、毎取引日に書面による通知を日本における販売会社を通じて受託会社へ送付することにより、受託会社はそのファンド証券の買戻しを請求することができます。

1 口当たりの買戻価格は、受託会社によって買戻請求が受領された直後に計算される純資産価格です。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)	管理会社	2007年3月28日付で基本信託証書および補遺信託証書(以下、併せて「信託証書」という。)ならびに委託契約 ^(注1) を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を提供します。
ミューチュアルファンド・マネジメントカンパニー・オブ・フィリピン社 (The Mutual Fund Management Company of the Philippines, Inc.)	投資運用会社	2007年3月29日付で投資運用契約 ^(注2) を管理会社と締結しファンド資産の運用業務を提供します。
HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	受託会社 登録事務代行会社	2007年3月28日付で信託証書を管理会社と締結。ファンドの受託業務および登録事務代行業務を提供します。
HSBCインスティテュショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)	管理事務代行会社	2007年8月22日付で管理事務代行契約 ^(注3) を締結。ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を提供します。
藍澤證券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2007年3月29日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。代行協会員業務を提供します。 2007年3月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。受益証券の販売・買戻業務を提供します。

(注1) 委託契約とは、管理会社によって任命された受託会社が、信託証書の規定に従いファンド受益証券の発行に関する役務の提供を行うことを約する契約です。

(注2) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約です。

(注3) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、保管業務および管理事務代行業務を行うことを約する契約です。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券の純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド(FC Investment Ltd.)		
1 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法(2009年改訂)に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。ケイマン諸島の会社法(2009年改訂)は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3 資本金の額	管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5 大株主の状況	株式会社ファンドクリエーショングループ	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37階	1,000株 (100%)

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、() (a) フィリピンで設立された企業(以下「フィリピン企業」といいます。) または(b) フィリピン証券取引所に上場されている企業またはフィリピンで営業を行うもしくはフィリピン経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業(以下「フィリピン関連企業」といいます。) により発行される、株式または株式関連証券(転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む。) および債券、または() これらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に対する合理的なレベルのリスクをもって行う投資を通じて、収益および長期的な元本の増加を実現することです。

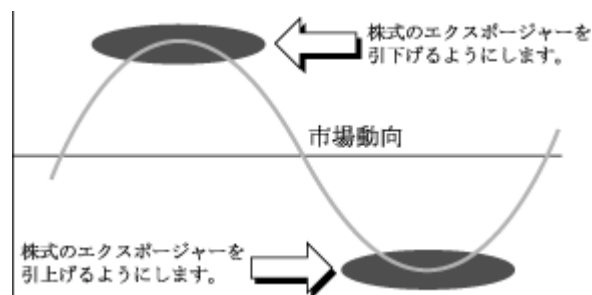
サブ・ファンドは、主に、フィリピン企業またはフィリピン関連企業によって発行された、上場株式、店頭登録株式または上場予定の株式、社債、ワラントその他の証券およびデリバティブ商品(オプション、先渡しおよび先物を含みます。) に投資します。ただし、投資対象はこれらに限られません。サブ・ファンドは、フィリピン証券取引所に上場している、または上場していないフィリピン企業に投資を行うものとします。フィリピン証券取引所で取引される株式に関しては現在すべての株式が店頭登録されています。

サブ・ファンドの投資活動の開始以前、および投資対象の処分後において、サブ・ファンドの現金は信用度の高い短期投資対象に投資されるか、または安定した金融機関に預金されることがあります。サブ・ファンドは、方針として、投資先の会社に対する支配を追求しません。

投資哲学、投資プロセスおよび投資手続

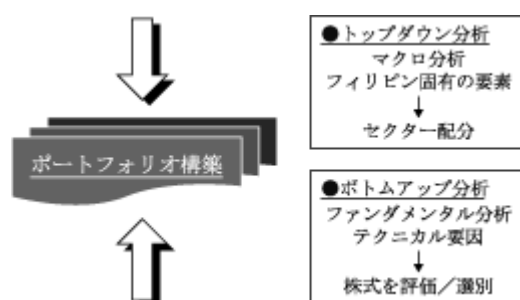
投資運用会社は管理会社のために、サブ・ファンドに関する投資に対しバリュース・アプローチおよびグロース・アプローチを採用します。投資運用会社は、後に真正な価値を正確に反映して株価が上昇するとの予想のもとに、割安な株式を見出すことを目指します。一般に、投資運用会社は、集中的な経営を行い、高い収益率および収益成長性、および低い負債比率を享受し、低い株価収益率(PER) および低い株価純資産倍率(PBR) で株式が取引される企業に投資する傾向があります。時に、投資運用会社は、その単独裁量により、バリュース戦略およびグロース戦略を組み合わせるか、または市場および景気のサイクルを活用するために成長株により焦点を当てる場合があります。

また、投資運用会社はアクティブ・アセット・アロケーション・プロセスを採用し、これにより投資運用会社は市場動向の変化に対応して資産配分を調整します。したがって、サブ・ファンドは常にフル・インベストメントが行われるとは限りません。投資運用会社は、元本を保全するため、市場がピークに近いと判断した場合には株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを引下げます。逆に、投資運用会社は、市場がボトムに近いと判断した場合、株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを上げます。時に、フィリピン証券取引所は「過熱感を伴うレベル」に近づくことがあります。このような場合には、投資運用会社はサブ・ファンドのポートフォリオの成長のため、高配当利回り銘柄に集中することがあります。



サブ・ファンドは、トップダウン分析およびボトムアップ分析の組合わせを利用して運用されます。トップダウン分析は、マクロ経済および社会政治的発展の検討および世界・国レベルの見通し(国固有の要因ならびにセクター成長トレンド、相対価値評価、および各セクター特有の市場サイクルの理解に焦点を当てます。)を網羅します。かかるマクロ評価を利用し、サブ・ファンドのための適切な国およびセクターの投資配分について戦略が考案されます。その後、銘柄選別プロセスが続きます。銘柄選別は、以下の株式スクリーニングのプロセス(厳密な定量的および定性的な選別基準に従います。)に従って行われます。基準には、企業の収益原動力、PERおよびPBR等の財務比率、利益率、負債資本比率、およびキャッシュ・フロー、経営の質および企業の透明性を含みます。

ボトムアップ・アプローチにおいて、投資運用会社は、テクニカル要因(株価動向を含みます。)を十分に考慮した上で、ファンダメンタル分析の適用を含む株式の評価および選別のプロセスを通じてサブ・ファンドのポートフォリオを構築します。



パフォーマンスの参照指数は、Phisix30主要銘柄指数で、主な目的は、上述の戦略を利用して、Phisixのパフォーマンスを300bpから500bp上回ることです。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。投資運用会社は適切な投資判断を行うために、利用可能な数多くの手段を採用します。投資運用会社のチームの中心となっているのは、取締役会、ファンド運用グループおよび投資委員会です。年度の開始時に、投資委員会、投資運用会社のCEO、および代表ファンドマネージャーは、マクロ経済動向を見極め、成長が期待されるか、または優れた企業価値もしくは高い現金配当を提供する主要産業を特定します。一度セクター配分が決定されると、代表ファンドマネージャーは、決定されたセクター配分を実行する任務を負います。

その後、投資運用会社の取締役会と投資委員会は、月次ミーティングを開催してポートフォリオの実績、資産配分およびポートフォリオに組入れた個別の銘柄について精査します。万が一、非常事態の発生によってポートフォリオの現在の持ち高の見直しが必要となった場合には、臨時のミーティングが開催され、代表ファンドマネージャーは、ポートフォリオのPER、PBRおよびPEGレシオなどの主要な評価指標を説明します。また代表ファンドマネージャーは、ポートフォリオのリスクの度合いを測るために、 β 係数やシャープ・レシオを精査します。

投資運用会社の取締役会と投資委員会は、社外取締役、投資銀行家、ファンドマネージャーおよびその他の金融専門家から構成されます。ファンド運用チームはこれらを、取引にあたっての強力な市況情報源として、また投資機会および企業情報について検討する重要な手掛かりとして利用します。

代表ファンドマネージャーは、ファンド全体の運用状況の監視を行います。

(4) 【分配方針】

管理会社が、その絶対的な裁量に基づいて決定した場合、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタルゲインの分配が受益者に対して行われます。しかしながら、管理会社は、受益者に対していかなる分配を行うことも予定しておらず、すべてのサブ・ファンドの純収益および実現キャピタルゲインは再投資され、純資産総額に反映されます。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドは、以下の主な投資制限に従います。

- (1) サブ・ファンドはフィリピン証券取引所が認める場合を除き、証券の空売りを行いません。いかなる場合も、空売りされる証券の現在価値の総額はサブ・ファンドの純資産総額を上回らないものとします。
- (2) 取引所に上場されていないかまたは直ちに処分できない投資対象に対し、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (3) フィリピン証券取引所に上場されていないか、またはフィリピンにおいて店頭登録されていない投資対象につき、純資産総額の50%を上回る投資を行いません。
- (4) 債券、現金および現金等価物につき、連続した12か月間に純資産総額の50%を上回る投資を行いません。

- (5) 単一の債券発行者の証券のクラスにつき、直近の入手可能な純資産総額の10%を上回る投資を行いません。
- (6) ワラント、オプション、先物および先渡を含むデリバティブにつき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (7) サブ・ファンドの投資対象については、債務の担保としていかなる方法においても譲渡担保権、質権、抵当権の設定をされず、または譲渡されません。
- (8) サブ・ファンドは、引受または下引受取引を行いません。
- (9) サブ・ファンドは、商品または不動産の取引を行う会社の証券には投資を行いますが、商品または不動産に対して投資を行いません。

上記に加え、管理会社はサブ・ファンドを代理して以下を行うことはありません。

- (a) 本人として、自己もしくは管理会社の取締役と取引を行うこと、
- (b) 管理会社の利益もしくはサブ・ファンド以外の当事者の利益を目的とした取引を行うこと、または
- (c) 1つの会社の株式の取得の結果、管理会社に管理されるすべてのミューチュアル・ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること。

投資運用会社は、上記の投資制限および下記の借入制限に定める借入制限の遵守の監視について単独で責任を負います。

別段の記載のない限り、上記の制限は投資に関する関連取引または契約の日付において適用され、かかる目的において、適合性は取引日現在の取得価格および純資産総額に基づき決定されます。サブ・ファンドの投資ポートフォリオの変更は、かかる制限に記載される制限が下記の結果として破られるという理由だけで投資制限が違反されるとはみなされず、必ずしも影響を受けることはありません。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の価格の値上がりまたは値下がり
- (b) 資本の性質をもつ何らかの権利、贈与または給付金の受領
- (c) 合併、再建または転換もしくは交換についてのスキームまたは取決め
- (d) 受益証券の買戻し

サブ・ファンドの投資ポートフォリオへの変更または追加を行う際には、かかる制限を考慮しなければなりません。

投資制限に違反した場合(前段落に定める状況から生じる違反を除きます。)、投資運用会社は違反を認識してから90日以内にかかる違反を是正するよう速やかに措置を講じます。

借入制限

サブ・ファンドの投資運用会社は、サブ・ファンドのために、サブ・ファンドの勘定で、その時に未弁済である額がファンドの純資産総額の10%を上限として、現金を借入れることができます。

3 【投資リスク】

リスク要因

投資ファンドの価値は保証されておらず、その時々ポートフォリオにおける証券の市場価値により日々変化する可能性があります。証券の価値は、経済状態、金利、政府規則および課税ならびに企業業績を含む複数の原因により変動します。特に、サブ・ファンドが保有する債務または確定利付証券の価値は、金利変動によって増減することがあります。また、外国通貨建てのフィリピンの発行体の債務および証券に対するサブ・ファンドの投資に関して、サブ・ファンドは外国為替相場の変動および為替規制の可能性などの為替リスクを被ることがあります。上記の結果として、投資家の投資対象は何時を問わずその購入価格を上回る場合も下回る場合もあります。

市場リスク

ボラティリティにより測定される株式1株のリスクは、市場リスクとして知られています。本リスクには、システマティック・リスクおよびアンシステマティック・リスクの2つの要素があります。システマティック・リスクは、株式自体に関連するものではないですが、投資対象としての株式市場に関する心理または問題に関連するものです。これは不可避的であり、市場全般に内在する種類のリスクです。アンシステマティック・リスクとは、企業固有リスクとしても知られており、企業自体に関する要因を背景とした株式の価格における可変性をいいます。

流動性リスク

流動性リスクとは、即金支払の買い手が見つからず、または重大な損失をもって処分されなければならない投資対象に関するリスクのことです。長期債の価格は、短期債に比べて金利変動からより大きな影響を受けます。

金利リスク

金利リスクは、金利変動に起因する債券価格の流動性を指します。債券が購入され、かつ爾後に金利が上昇した場合、購入された債券の価格は下落します。一方で、より低い金利は、マネー・マーケット商品およびファンドの利益に悪影響をもたらします。金利は、様々な要因の影響を受け、特に長期的な予測を立てることは困難です。

クレジット/デフォルト・リスク

クレジットまたはデフォルト・リスクは、債券発行体ならびに利息の支払いおよびその債務の弁済に関する当該発行体の期待能力に係る「信用度」をいいます。発行体の信用格付の降格は、債券価格の下落をもたらします。従って、債券を保有する確定利付ファンドは、その純資産総額(NAV)の減少に直面することがあります。ただし、優良債務証券に対する投資制限もまた、投資対象を制限し、収益を衰退させる可能性があります。

購買力リスク

購買力リスクとは、インフレーションのリスク(投資家の実質的な資金の価値が、当該投資家の初期投資額の購買力を下回るリスク)です。本リスクは、特に金利がインフレ率の範囲内にある確定利付証券に投資する際に発生します。

為替リスク

外国通貨建てのフィリピンの発行体の債務および証券に対する投資は、フィリピンの国内投資には概して付随しないリスク(特に、外国為替相場の変動および為替規制の可能性)を伴います。外国為替相場の変動は、ポートフォリオ内の投資対象の価値に影響します。具体的には、フィリピン・ペソによるサブ・ファンドの純資産価格およびその計算ならびに収益の分配は、当該外国通貨に対するフィリピン・ペソの価値の上昇によって悪影響を受けます。また、収益の計算は、これが記録される日に、当該日に有効な外国為替相場をもって行われます。従って、収益の認定と受領の間にフィリピン・ペソの価値が外国為替に対して上昇した場合に、サブ・ファンドが悪影響を受ける可能性があります。

経済的不安定性リスク

フィリピン企業の持分証券への投資は、フィリピンおよびアジアにおける低成長率またはマイナスの成長率および経済的な不安定性によって悪影響を受ける可能性があります。

過去にフィリピンは成長遅滞またはマイナス成長、高度インフレ、フィリピン・ペソの著しい平価切下げ、為替規制、債務再編ならびに電力不足および停電に直面した時期があります。

1997年半ばから1999年、アジアの経済危機がフィリピンの経済に悪影響を与え、フィリピン・ペソの重大な値下がりおよび金利の上昇をもたらしました。これらの要因は、多くのフィリピン企業の債務返済義務を果たす能力に重大な悪影響を及ぼしました。特に、フィリピン・ペソの著しい値下がり、米ドルまたはその他の外国通貨建ての重大なローンまたはコストを有する多くのフィリピン企業のその返済義務の履行を困難にしました。

2004年5月のグロリア・マカパガル・アロヨ大統領の第2期当選以降のマカパガル・アロヨ政権の経済政策における近年の不確実性、大幅な財政赤字ならびに不安定な政治情勢は、サブ・ファンドが投資対象を有するフィリピン企業の財務および経済状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2005年、フィリピン・ペソは、同年のアジア地域で最も早く6%の上昇率を記録しました。しかし、同年の成長率は、原油価格の高騰により政府の成長率予測を下回り、わずか5.1%となりました。フィリピンは、海外からの送金率が世界で3番目に高いため、依然として国内での所得創出が課題となっています。2006年は、農業部門に打撃を与えた2つの台風により、経済成長率は5.4%と低迷しました。翌年、フィリピンの国内総生産(GDP)成長率は7.3%に達し、過去30年以上の間で最高の成長率となりました。政府は、現在、国内の改善を維持することに加え、2008年の不況の影響に対処するためにインフラを強化することを計画しています。アロヨ大統領は、フィリピンが2020年までに先進国になると見通しを立てています。

政治的リスク

フィリピン企業の実績および財務状態は、フィリピンにおける一般的な政治情勢および経済情勢の影響を受けることがあります。1986年2月、平和的な軍事および民衆蜂起によりフェルディナンド・マルコス大統領の21年間の支配が終わり、コラソン・アキノがフィリピン大統領に就任しました。1986年から1989年の間に、アキノ政権に対する数件のクーデター未遂が起りましたが、いずれも成功には至りませんでした。フィリピンの政治および経済状態は、1992年のフィデル・ラモスの大統領当選以降の1990年代は概して安定していました。しかし、2000年、ラモスの後任のジョセフ・エストラダ大統領に汚職疑惑が掛かり、その結果、弾劾手続、マニラ首都圏における集団的な大衆抗議、軍事支援の停止および大統領の辞任に発展しました。その後、副大統領のグロリア・マカパガル・アロヨが2001年1月20日に大統領として宣誓就任しました。2001年4月25日、エストラダは、保釈の認められない横領容疑で逮捕され、2001年5月1日に彼の支持者による大衆抗議が発生しました。これに対して、マカパガル・アロヨ大統領は、1週間の「騒乱状態」を宣言しました。2001年5月14日、フィリピンは議会選挙を行い、マカパガル・アロヨ大統領の連立政権が議会の過半数を勝ち取りました。

2003年7月27日、フィリピンの陸軍、海軍および空軍から70人の将校および200人以上の軍人からなる一団が、マカパガル・アロヨ政権に対するクーデターを試み、爆弾武装でマカティ地域の大統領の居住コンドミニウムを占領しました。フィリピン政府との交渉の末、一団は20時間に及ぶ未遂クーデターを終結させ、兵舎に戻ることに合意しました。

フィリピンはまた、過去3年間に渡り、増大するテロ攻撃の対象となっています。フィリピン軍は、フィリピンにおける誘拐およびテロ活動に関与しているとされる阿布・サヤフ組織と対立状態にあります。

2004年5月、マカパガル・アロヨ大統領は、2期目の6年間の任期に当選しました。将来のあらゆる政治的な不安定性は、サブ・ファンドが投資対象を有するフィリピン企業の運営および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

約9年間の任期におけるグロリア・マカパガル・アロヨ大統領の政権は、より急速な経済成長を推し進める急進的かつリスクの高い政策を特徴としてきました。しかし、来年は、次期大統領選挙で誰がアロヨ大統領の後継者となるかが話題になるでしょう。フィリピンの政党は、1つの共通した政綱を共有していると考えられています。一方で、フィリピンの政党は、政綱ではなく党员個人に依拠しているものとも考えられています。

所属党派の変更が非常に一般化しているため、過去に議員の間でこれを違法とする動きがありました。この問題により、フィリピンの政治家の多くが個人的な利益のために政治権力を利用することに関心を示す日和見主義者であるという確信が強まることとなりました。投資運用会社は、来年の選挙に関して投資家にとって最も重要な要素は、アロヨ政権により導入された財政政策が維持されるか否かという点にあると考えています。投資運用会社は、これらの政策の急激な改革は、投資家により非常に否定的に捉えられると考えています。

PAS39号：金融商品の分類およびその評価における推定リスク

PAS39号債券に対する投資の時価評価の適用において推定されるリスクは、再評価の時点での金利が取得時の金利を下回った場合の債券の価値が下落する可能性があることです。債券の再評価で著しい増減があった場合は、純資産総額の結果に影響します。

実績報酬

投資運用会社に対して支払われる実績報酬は、投資運用会社が、当該実績報酬がない場合に行うよりも、よりリスクが高くまたは投機的な投資を行う誘因となる場合があります。投資を予定する者は、投資運用会社に対して支払われる管理報酬および実績報酬が、未実現利益(および未実現損失)に一部基づいていること、また、サブ・ファンドがそのような未実現損益を全く実現しない場合があることに留意すべきです。

主要な個人へ依存

サブ・ファンドの資産に関する投資判断は投資運用会社によって行われます。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。サブ・ファンドの成功は、投資運用会社に大きく依拠しています。サブ・ファンドの勘定で投資運用会社が採用する戦略がリターンを達成するまたは成功するとの保証はありません。従って、投資運用会社の主要な個人が死亡したまたはその他無能力となった場合、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が出る可能性があります。

決済リスク

サブ・ファンドは、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取引を行う、相手方当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行リスクも負うことになります。

為替相場

受益証券は、サブ・ファンドが米ドル貨以外の通貨建ての資産に投資される場合に、為替相場の変動にさらされます。投資運用会社は、管理会社のために、外国為替取引を通じて、かかるエクスポージャーに関連するリスクを部分的に相殺しようと努める場合があります。外国為替取引が実行される市場は、高いボラティリティの影響を受け、流動性および価格の変動を含む重大な変化が生じます。外国為替取引リスクは、為替相場リスク、金利リスクおよび地域の為替市場、外国投資または特定の外貨取引を規制することによる外国政府による介入の可能性を含みますが、これらに限られません。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場が形成される見込みはありません。従って、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。買戻請求日から関係する買戻日までの期間に、受益証券の買戻請求を行う受益者が保有する受益証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しについて生じ得る結果

受益者が受益証券につき相当の買戻しを請求する場合、投資運用会社は、当該買戻しに必要となる資金に充当するために現金を調達する目的で、望ましいとされる他の場合よりも迅速に、かつより不利な価格で、サブ・ファンドの投資対象を清算する必要に迫られる可能性があります。

純資産総額の決定

購入および買戻しに関する日々の純資産総額の決定において、サブ・ファンドは、基本信託証書および目論見書の規定に従って評価されます。派生価格は、サブ・ファンドが保有する投資対象の実現可能価額を反映しないことがあります。

評価リスク

基本信託証書の条件に基づき、管理会社は、純資産総額の計算について責任を有します。管理会社に支払われる管理報酬が純資産総額に基づくため、これには利益相反の可能性があります。結果的に、管理報酬は、即時に取得できる価格の存在しない本件投資対象の価値に関して、管理会社が過大評価を行う誘因をもたらすことがあります。

分配

サブ・ファンドに関する方針は、分配を行うことではなく、サブ・ファンドのすべての収益および純キャピタルゲインについて再投資を行うことです。従って、サブ・ファンドへの投資は、短期的な投資目的の投資家には適さないことがあります。

市場のボラティリティの可能性

一部のアジアの証券取引所は、最近において極端な価格変動を経験しており、そのような変動が将来に発生しないと保証することはできません。

流動性

投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定において、非上場証券だけでなく上場証券にも投資する場合があります。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、非上場証券への投資は、高い非流動性リスクにさらされています。必ずしも希望価格および希望する期間内での買注文または売注文が実行できるとは限りません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部の企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公に利用できる情報も多くない場合があります。また企業が、日本、米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従っている場合があります。

フィリピン企業への投資のリスクには、特に以下が含まれます。

非上場企業への投資

投資運用会社は、重大なキャピタルゲインを提供する可能性のある非上場企業に投資を行うことができます。ただし、非上場企業への投資は、高いビジネスおよび財務リスクを伴います。投資運用会社は、合理的な上場の可能性があると自身が判断する企業に投資を行うことができますが、かかる可能性が実現されないこともあります。

一般的に、サブ・ファンドの非上場企業への投資は、評価が困難であり、当該投資対象の価値の保護は、ほとんどないか、または、全くありません。企業が、フィリピン証券取引所またはその他の取引所への上場を得られない場合、かかる投資対象は相当期間に渡って保持されます。

サブ・ファンドのフィリピンにおける非上場企業への投資には、広範囲のデューディリジェンスが要されることがあります。ただし、投資運用会社がデューディリジェンスを制限する競売期間中に株式を売却するか、または、記録を入手することができないために、フィリピン市場で適切なデューディリジェンスを達成することは困難であります。

投資先企業は、以下の多数のビジネス・リスク(そのすべてが、サブ・ファンドの当該投資先企業に対する投資の価値に影響を与え得ます)に直面する可能性があります。

- a. 不十分な資金調達および/または資金アクセス
- b. 顧客集中リスク
- c. 原材料価格変動における非効率的なヘッジまたは投機、過剰在庫リスク、運転資本の非効率的な利用、および生産拠点の途絶
- d. 内部および外部の不正を検出する内部統制の不備
- e. 不適当な戦略または業界動向の予想の誤り
- f. 不十分または不適当な中間管理チーム、および採用の困難性
- g. 関連する為替レートの変動に起因する競争力の変化

フィリピン株式市場への投資のリスクには以下が含まれます。

為替レート

受益証券の純資産価格は米ドルで表示され、特に米ドルとフィリピン・ペソの間の外国為替レートの変化に従って変動します。サブ・ファンドに対する受益者の投資は、米ドルで行われ、サブ・ファンドは、投資を実行する前に関連の米ドルをフィリピン・ペソ(またはフィリピン外での投資の場合は別の外貨)に転換します。また、サブ・ファンドは、当該投資による収益および実現利益の分配を行う前に、フィリピン・ペソ(またはかかるその他の通貨)を米ドルに戻さなければなりません。為替レートの変動が、()純資産総額および受益証券の純資産価格、または()サブ・ファンドの非米ドル建ての投資による収益および実現利益の転換後に受益者が米ドルで受領する分配の価値に悪影響を及ぼさない旨の保証はありません。

通貨の転換

サブ・ファンドの投資の大部分は、フィリピン・ペソで分配を支払うフィリピン・ペソ建ての証券に対して行うことが予想されます。投資運用会社は、受益者に分配を行うにあたりフィリピン・ペソを米ドルに戻す必要があります。

信用リスク

サブ・ファンドが無担保で相手方当事者の信用リスクにさらされる限り、サブ・ファンドは、一般的に、いかなる相手方当事者の資産に対しても不履行に際して優先権の主張を有しません。相手方当事者に有担保債権者がいる場合、かかる有担保債権者が、サブ・ファンドに優先して相手方当事者の資産からの返済を受領する権利を有します。更に、サブ・ファンドは、不履行相手方当事者の資産の残存価値をその他の無担保債権者に分配しなければならないことがあります。その結果、不履行相手方当事者がサブ・ファンドに対して無担保で負担する金額を、サブ・ファンドが回収できるとの保証はありません。

会計、監査および財務報告基準

フィリピンの会計、監査および財務報告基準、実務および開示要件は、先進国のものとは異なります。従って、投資運用会社が入手できる情報は、日本、米国またはヨーロッパでの投資に関する情報に比べて少なくなっています。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、適用法および規則への徹底的な遵守を確保するチェック・アンド・バランスのシステムを採用しています。主要な措置には、承認された投資制限を超過する投資クラスが一切存在しないことを確保する取得価格および市場価格の両方でのファンドの株式ポジションの日々の精査が含まれます。また、リスクは、定評のある株式ブローカーおよび銀行業者に限定して取引を行うための取締役会の承認を求める厳しいプロセスを通じても管理されます。取締役会は、新規上場の企業または新規発行の社債に対する投資を同様に承認します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンド証券 1 口当たりの発行価格に、発行価格の 3 % を超えない額の申込手数料が課されます。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	3.15%(税抜3.00%)
5,000口以上10,000口未満	2.625%(税抜2.50%)
10,000口以上	2.10%(税抜2.00%)

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の割合の報酬の支払いを受けます。この報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。ただし、この報酬は、毎月最低でも1,600米ドル支払われます。さらに、受託会社は、通常の基準による評価手数料および取引手数料を請求する権利を有します。加えて、受託会社は、サブ・ファンドの設定に関し、当初報酬として4,000米ドルを受領しました。また、受託会社は、サブ・ファンドの登録事務代行会社として、年2,500米ドルを超えない額(毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。)も請求します。受託会社は登録事務代行会社として、受益証券の申込み・買戻しおよび受益者への分配(もしあれば)の手続きに関する取引手数料の支払いを受ける権利も有します。これらの報酬は、サブ・ファンドにより支払われます。副保管会社の任命に関するすべての報酬または手数料、当該副保管会社が負担する経費、ならびに受託会社および管理事務代行会社のすべての立替費用も、サブ・ファンドが負担します。

2009年4月30日に終了した会計年度中の受託報酬および管理事務代行費用は、それぞれ37,420米ドルおよび16,273米ドルでした。

管理報酬

管理会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の管理報酬の支払いを受けます。この管理報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。

2009年4月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、5,170米ドルでした。

投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.75%の報酬の支払いを受けます。この投資運用報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。

2009年4月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、38,782米ドルでした。

また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いされる実績報酬(以下「実績報酬」といいます。)の支払いを受ける権利を有します。いずれかの暦四半期(以下「該当四半期」といいます。)に係る実績報酬は、該当四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格が、該当四半期以前のいずれかの暦四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または当初発行価格の100米ドル(100米ドルが当該最高額を上回る場合)を超える分の金額に、該当四半期中の発行済受益証券口数の平均を乗じた額の12.5%に相当します。サブ・ファンドのパフォーマンスは、当初は、当初発行価格である受益証券1口当たり100米ドルに対して測定され、最初の暦四半期について比例按分されます。最初の実績報酬は、2007年6月の最終評価日における受益証券の純資産価格が当初発行価格の100米ドルを超える分の金額に基づいて決定されました。

説明のために記載すると、該当四半期の実績報酬は、該当四半期末における受益証券の純資産価格により、以下の算式に従って計算されます。

$$\begin{aligned} \text{実績報酬} &= (\text{受益証券の純資産価格} - \text{ハイ・ウォーターマーク}) \times 12.5\% \\ &\times \text{該当四半期中の発行済受益証券口数の平均} \end{aligned}$$

上記の算式において：

「受益証券の純資産価格」とは、評価日における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格をいいます。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、該当四半期以前の各四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または100米ドルのいずれか高い方をいいます。

「該当四半期中の発行済受益証券口数の平均」とは、該当四半期中の各評価日に発行している受益証券口数の単純1日平均をいいます。

いずれかの評価日における受益証券の申込価格および買戻価格を計算する目的上、当該評価日における実績報酬は発生しますが、実績報酬を決定するための該当四半期末における受益証券の純資産価格の計算においては、かかる発生は無視されるものとします。

2009年4月30日に終了した会計年度中に実績報酬は、発生しなかった。

販売報酬

日本における販売会社は、発行される受益証券の申込価格(申込金額)の3.0%(消費税を除きます。)を上限とする申込手数料を受取ることができます。受益証券を購入する投資家は、申込手数料を日本における販売会社から個別に請求されます。

サブ・ファンドに関する販売報酬は、各評価日に算出される純資産総額の年率0.5%に等しいものとします。販売報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。販売報酬は、サブ・ファンドが支払義務を負い、サブ・ファンドの資産から支払われます。

2009年4月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、25,854米ドルでした。

代行協会員報酬

サブ・ファンドに関する代行協会員報酬は、各評価日に算出される純資産総額の年率0.2%に等しいものとします。代行協会員報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。代行協会員は、提供するサービスに関して合理的に生じた立替費用の支払いを受ける権利を有します。代行協会員報酬および代行協会員の立替費用は、サブ・ファンドが負担し、サブ・ファンドの資産から支払われるものとします。

2009年4月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、10,342米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

運営費用

受託会社は、下記に掲げたものを含むがこれらに限られないサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産からのみ支払います。

- サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課
- サブ・ファンドの組入証券に関わる取引について支払うべき通常の銀行取引手数料(かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは控除されます。)
- 券面印刷費、基本信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類(サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関する規制当局(各国の証券業協会を含みます。)に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。)の作成および/または提出および印刷費用
- 上述の規制当局の適用法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成し、かつ配布する費用
- サブ・ファンドの受益者および実質上の受益者に対する公告の作成および交付費用
- サブ・ファンドの受益証券のマーケティング費用(広告費用を含みます。)
- 合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用

2009年4月30日に終了した会計年度中の運営費用およびその他の費用は、229,037米ドルでした。

創立費および募集費用

サブ・ファンドに係る創立、発行、および公募に係る費用は、157,963米ドルであり、受益証券の募集による手取金から支払われ、サブ・ファンドの最初の会計年度(またはその他管理会社が定める他の期間)で償却されました。創立費および募集費用は、香港で一般に認められる会計原則により負担済みとして経費に計上されますが、トラストの監査役は、創立費の償却が財務諸表の発表に重大な影響を及ぼすと判断した場合、監査意見を修正する可能性があります。サブ・ファンドが、かかる会計年度以内に解散される場合には、残額は解散時にサブ・ファンドに課されることになります。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いに変更されることがあります。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンド、またはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、二重課税条約をどの国(英国を除く。)とも締結していません。

ファンドは、ケイマン諸島内閣の総督から、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得または資本資産、収益もしくは価格上昇に対して科される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために爾後制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されないか、またはかかる財産または利益に関し本受託会社または本受益者に適用されないとの保証を受領しています。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されません。

本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2009年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	フィリピン	2,716,837.77	65.09
現金・その他の資産(負債控除後)		1,457,224.60	34.91
総計(純資産総額)		4,174,062.37 (387百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年8月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	ABOITIZ POWER CORP	フィリピン	石油・ガス	2,724,000	0.11	302,786.13	0.13	345,374.30	8.27
2	FIRST PHILIPPINE HOLDINGS CORP	フィリピン	電力	271,000	0.62	167,964.91	0.86	232,760.78	5.58
3	GLOBE TELECOM INC	フィリピン	情報・通信	9,935	29.49	293,017.68	20.65	205,201.47	4.92
4	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	フィリピン	証券	1,327,000	0.17	226,486.98	0.15	203,527.65	4.88
5	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL	フィリピン	海運	462,200	0.59	273,567.37	0.44	203,216.81	4.87
6	PHILIPPINE LONG DISTANCE TELEPHONE CO	フィリピン	情報・通信	3,902	60.16	234,749.95	51.53	201,084.70	4.82
7	MANILA WATER COMPANY	フィリピン	水道	516,000	0.31	157,725.69	0.32	163,558.32	3.92
8	BANCO DE ORO UNIBANK INC	フィリピン	銀行	210,000	0.69	144,206.57	0.73	152,454.02	3.65
9	ENERGY DEVELOPMENT CORP	フィリピン	電力	1,635,000	0.08	130,798.02	0.09	150,460.15	3.60
10	JOLLIBEE FOODS CORP	フィリピン	食品	135,800	1.16	156,959.06	1.05	143,020.48	3.43
11	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	フィリピン	銀行	149,100	1.14	170,305.30	0.92	137,208.62	3.29
12	SM PRIME HOLDINGS INC	フィリピン	不動産	614,000	0.18	108,996.40	0.21	131,840.52	3.16
13	AYALA CORPORATION	フィリピン	不動産	20,850	8.72	181,723.36	6.29	131,111.99	3.14
14	SECURITY BANK CORP	フィリピン	銀行	111,850	0.74	82,382.46	1.05	117,797.06	2.82
15	FILINVEST LAND INC	フィリピン	不動産	4,700,000	0.01	41,231.93	0.02	99,959.12	2.39
16	HOLCIM PHILIPPINES INC	フィリピン	建設資材	450,000	0.09	41,151.13	0.10	42,791.42	1.03
17	AYALA LAND INC	フィリピン	不動産	150,000	0.22	32,850.12	0.22	32,975.47	0.79
18	ROBINSONS LAND CORPORATION	フィリピン	その他金融	100,000	0.22	22,327.36	0.22	22,494.89	0.54

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2009年8月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2009年8月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2009年8月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2008年4月末日)	8,446,836.22	783,359,591	82.43	7,645
第2会計年度末 (2009年4月末日)	3,603,340.48	334,173,796	53.75	4,985
2008年9月末日	5,645,933.59	523,603,881	69.25	6,422
10月末日	4,117,072.04	381,817,261	51.38	4,765
11月末日	3,899,687.73	361,657,040	49.98	4,635
12月末日	3,876,384.89	359,495,935	50.29	4,664
2009年1月末日	3,766,451.20	349,300,684	49.69	4,608
2月末日	3,526,046.97	327,005,596	48.20	4,470
3月末日	3,496,425.66	324,258,516	50.87	4,718
4月末日	3,603,340.48	334,173,796	53.75	4,985
5月末日	3,985,415.78	369,607,459	59.86	5,551
6月末日	3,975,776.96	368,713,555	60.25	5,588
7月末日	4,183,922.78	388,016,999	64.57	5,988
8月末日	4,174,062.37	387,102,544	65.28	6,054

(注) 純資産総額および純資産価格は、本書に従って計算されており、上記は各月の最終営業日時点の数値です。そのため、毎年会計年度末時点および中間期末時点で計算され、管理報酬、受託報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成される財務書類において表示されている数値とは異なることがあります。

【分配の推移】

該当事項はありません。(2009年8月末日現在)

【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)
第 1 会計年度	-17.57%
第 2 会計年度	-34.79%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)(第 1 会計年度の場合、当初発行価格(100米ドル))

第 2 【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド

取扱場所 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1

日本の実質上の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続が行われますが、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託していない場合は、個人の責任で所定の手続きを行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

受益者集会

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとします。

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。

受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの追加情報】

1 【ファンドの沿革】

2003年9月9日 管理会社設立

2007年3月28日 信託証書(基本信託証書および補遺信託証書)締結

2007年5月7日 ファンドの運用開始

2 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

3 【監督官庁の概要】

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドのライセンスを授与されているという事実により、ミューチュアル・ファンド法に関して「規制されたミューチュアル・ファンド」の定義に該当します。規制されたミューチュアル・ファンドとして、ファンドは、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)の監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに対し、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンド等の免許ミューチュアル・ファンドについて、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反して免許の条件に従うことなく業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

第 2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

() 海外における申込み(販売)

受益証券は各取引日に関係取引日付で計算された純資産価格と等しい価格で適格投資家に対し発行されます。

受益証券の申込みは、申込書を使用して行われます。申込書はファクシミリで管理事務代行会社へ送付されます。ただし、原本が直ちに管理事務代行会社に対して送付されなければなりません。ファクシミリによる申込書は、関係取引日の香港時間午後 5 時までに管理事務代行会社によって受領されなければなりません。申込書が管理事務代行会社によってかかる日時までに受領されない場合、管理会社は、その裁量により、申込みの受領を拒絶し、受益証券の発行を拒絶することができます。管理会社、受託会社および管理事務代行会社のいずれもファクシミリによって送られた申込書が管理事務代行会社によって受領されない結果生じた損失に対して責任を負いません。

募集金額の送金の支払指示は、管理会社と別途同意した場合を除いて、日本における販売会社またはそのコレスポンデンスバンクによって管理事務代行会社に対して関係取引日までに送付されなければならず、募集に対する募集金額は関係取引日の 6 ファンド営業日目の香港時間午後 5 時以前にサブ・ファンドの口座に決済済み資金で送金されなければなりません。受領した募集金額が米ドル以外の通貨の場合、転換日において受託会社によって提供される為替レートで米ドルに転換されます(なお、受益証券に対する投資に先立ち銀行手数料およびその他の為替手数料が募集金額より差し引かれます。)。募集金額が関係取引日の 6 ファンド営業日目の香港時間午後 5 時までに管理事務代行会社によって受領されない場合には、管理会社はその裁量により、支払金額を受領し受益証券を発行するか、または支払金額の受領を拒絶し、受益証券の発行を拒絶することができます。受益証券は 1 口以上から販売されます。募集金額は関係する申込者名義の銀行口座からのみ支払われます。第三者名義の銀行口座から支払われた募集金額は受領されません。

() 日本における申込み(販売)

日本においては、本書「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される期間中、「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。募集の単位は、10口以上 1 口単位です。

ファンド証券 1 口当たりの募集価格は、原則として、各申込締切日におけるファンド証券の純資産価格です。日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して 4 営業日目に、受渡しを行うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が 1 億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド受益証券が適合しなくなったときは、ファンド受益証券の日本における募集を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

() 海外における買戻し

各受益者は、サブ・ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、買戻日に実施されます。

受益証券は、関連する買戻日における受益証券の純資産価格で買い戻されます。買戻手数料はかかりません。買戻日に受益証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書(ファクシミリで送信する場合には、その後、原本を郵送することを要します。)が、関連する買戻日の午後5時(香港時間)までに香港の管理事務代行会社により受領されていることを要します。当該時刻を過ぎて受領された買戻請求書は、次の買戻日に取り扱われます。買戻請求書がファクシミリで送信された場合において、それが管理事務代行会社に到達しなかったとしても、管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、その不到達の結果生じたいかなる損害についても責任を負いません。買戻請求書には、買い戻す受益証券の口数を記載することを要し、受益証券は、下記の規定に基づき、関連する買戻日の純資産価格で買い戻されます。

買戻金額は、通常6営業日以内に、当該受益者の口座宛てに米ドル貨で電信送金することにより支払うものとします。

買戻金額は、(a)ファクシミリによる指示後、受益者により適法に作成され署名された買戻請求書の原本を管理事務代行会社が受領し、かつ(b)受益者の署名の真正が管理事務代行会社が納得する程度に確認されるまで、受益者に支払われません。買戻金額は受益者以外の第三者には支払われません。

純資産総額の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施されません。

受益証券について支払われる買戻代金が、買戻しが行われた買戻日から5年間請求されなかった場合、かかる買戻代金は没収され、サブ・ファンドに返還されます。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社との協議の上、()当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、()少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に買い戻すことができます。

() 日本における買戻し

日本における買戻し請求は、各取引日において、日本における販売会社に対して直接、または販売取扱会社を通じて行われ、受益者は買戻日の午後2時までに日本における販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。買戻しは1口単位とします。日本における買戻しの約定日は、適用される買戻価格が決定した後、適用される買戻価格および当該注文の成立を管理会社からの通知により日本における販売会社が確認した日であり、日本の受益者と日本における販売会社との買戻代金および確認書受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目です。受益証券の買戻価格、買戻請求書の記載事項、買戻請求が拒絶される場合があること、純資産総額の決定が停止されている期間中は買戻しを実施されないことなどは、上記「()海外における買戻し」において記載されるところと同様です。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産の価値につき、当該サブ・ファンドの資産の価値から当該サブ・ファンドの負債の価値を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確認できるよう、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で分配されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する（当該外国通貨に換算された）当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関する英文目論見書に別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、要求払約束手形、売掛金、前払費用、宣言済みまたは発生済みで未受領の配当金および利息の価値は、その額面額であるものとみなされます。ただし、管理会社が、受託会社の同意を得た上で、当該預金、為替手形、要求払約束手形または売掛金はその額面額に満たないと判断した場合はこの限りではなく、かかる場合、その価値は、管理会社が合理的とみなす価値であるものとみなされます。

- (b) 下記の(c)項、(d)項および(e)項の規定に従い、(f)項のマネージド・ファンドの場合を除き、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において時価を付けられ、上場され、取引され、または取り扱われている投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前における主要取引所での当該投資対象の最終取引価格を参照して(または売買が行われなかった場合は、直近の買呼値と売呼値の仲値で)行われます。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の相場を形成する者、会社または機関(また、かかるマーケットメーカーが一以上存在する場合は、管理会社が受託会社の承認を得た上で指定する特定のマーケットメーカー)が値付けした投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前にかかる者により値付けされた当該投資対象の直近買呼値と売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、主要取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供すると管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合は、当該価格を採用することができます。
- (c) 買呼値および売呼値または建値が上記(b)項に記載するとおり利用可能でない場合、関係する資産の価値は、管理会社が決定する方法で随時決定されます。
- (d) 時価を付けられ、上場され、取引され、または市場取引されている価格を確認する目的上、受託会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の評価に関して、機械化され、かつ/または電子的な評価配信システムを利用し、かつこれに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)項における最終取引価格であるものとみなされます。
- (e) 上記にかかわらず、管理会社が、関係する状況を考慮した上で、当該調整またはその他の当該評価方法の利用が関係する投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、投資対象の価値を調整するか、またはその他の評価方法の利用を許可することができます。
- (f) 上記(c)、(d) および(e)の制限に従い、サブ・ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンド(ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人、または類似のオープン・エンド型投資法人またはその他の類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。)の利益の評価は、同日に計算されるかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格か、または管理会社がそのように判断した場合またはかかるマネージド・ファンドがサブ・ファンドと同じ日に評価されない場合には、直近に通知されたかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格(利用できるものがある場合)、または、利用できるこのような価格がない場合には、直近に通知されたかかる受益権、投資口またはその他の利益当たりの償還価格または買付価格によるものとします。
- (g) 外国通貨建ての価値(証券または現金のいずれかの価値であるかを問いません。)は、受託会社が、必要とみなされる場合は管理会社と協議の上、その絶対的裁量で、とりわけ、受託会社が関係があると考えるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレート(公式レート等であるかを問いません。)で、当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されます。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額のすべての決定は悪意ない限りサブ・ファンドのすべての受益者にとって最終的なものであり、評価の誤りが受託会社の提供した情報によるものでない限り、受託会社は悪意ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

上述の評価規定が香港で一般的に認められている会計基準から乖離している限り、かかる規定の適用により算出される評価を調整するために評価値の調整についての注記を各ファンドの年次報告書に記載する必要はありません。ファンドの純資産総額が年次報告書の作成において調整されない場合、香港で一般的に認められている会計基準との不一致を原因として、会計監査人が不一致の重要性の性質および程度に基づきかかる年次報告書に限定意見を付記することがあります。

投資を行う者は、投資対象が香港で一般的に認められている会計基準に基づき公正価値により評価されなければならない、また、香港で一般的に認められている会計基準に基づき買付または募集価格が上場している投資対象の公正価格を表すと見なされることに留意すべきです。しかしながら、上述の評価規定に従い、上場している投資対象は、香港で一般的に認められている会計基準に基づき要求されるとおり買付および募集価格ではなく最終取引価格で評価され、その結果、香港で一般的に認められている会計基準に従い評価を行う場合とは異なる評価値が算出されることがあります。

純資産総額の決定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1 か月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額(および純資産価格)の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が(通常の休日以外で)営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと受託会社が判断した場合

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の決定が停止している期間は、受益証券の発行、買戻しおよび名義書換は一切行われません。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、日本における販売会社において日本における販売会社の名義で保管されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

(3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合、
- (b) 受益者集会において決議された場合、
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合、
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (f) サブ・ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてサブ・ファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない(もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる)法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。
- (g) 2107年4月30日の到来
- (h) サブ・ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になり、サブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することをもって管理会社がサブ・ファンドを終了する旨を決定した場合

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年4月末日に終了する一年間です。最初の計算期間は、2008年4月30日に終了しました。

(5) 【その他】

管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付する方法で、改正、変更または追加することができます。ただし、かかる改正、変更または追加は、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認がない限り効力を生じません。

2 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずるべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないか、できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計が適正に監査されうるような十分な会計基準なしに事業を遂行するか、またはその旨意図していること。
- () 不正もしくは犯罪性のある方法で事業を継続しているか、継続しようとしていること。
- () 以下を遵守せずに事業を継続しているか、継続しようとしていること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定
 - ・ 金融庁法(2008年改正)
 - ・ マネー・ロンダリング規制(2009年改正)
 - ・ 免許に伴う条件

ファンドは、CIMAに年次報告書を提出しなければなりません。年次報告書は、純資産、受益者の数、ファンドの業績、投資タイプおよび資金の源泉、受託者および業務提供者など前年4月30日現在のファンドに関する重要な情報を要約します。

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤングのケイマン事務所です。ファンドの会計は香港の会計基準に準拠し、監査が行われます。

() 受益者に対する開示

入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類(信託証書、サービス委託契約、申込書の様式、販売・買戻契約、代行協会員契約および事務代行契約を含みます。)は、管理会社および事務代行会社の営業所に備え置かれます。受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、管理事務代行会社の営業所に備え置かれます(主たる登録簿は、ケイマンにおいて受託会社が保持します。)。管理事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くともファンドの会計年度の終了から6か月以内に)、香港の会計基準に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。香港の会計基準に従った中間財務諸表(毎年10月の最終営業日までを対象とするもの)も、ファンドの計算期間中の半期の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くとも当該半期の終了から3か月以内に)作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法との開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の日本における販売会社および販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(交付目論見書)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社および販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、個人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配請求権

各受益者は、管理会社の決定した額の分配金をその保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

各受益者は、ファンドまたは日本における販売会社に対し買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

なお、受益者の管理会社その他の関係者に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

() 受益者総会での議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとします。

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、受益者総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の買戻代金等の送金に関して、ケイマンにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお、日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人は、

弁護士 竹 野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a. 本書記載のMF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンド（以下「ファンド」といいます。）の2009年4月30日終了年度および2008年4月30日終了年度の邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」といいます。）は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第127条第5項ただし書の適用によるものです。
- b. 本書記載の2009年4月30日終了年度および2008年4月30日終了年度の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤングから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 邦文の財務諸表には、原文の財務諸表中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2009年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝92.74円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド

(1) 【貸借対照表】

2009年4月30日現在

	注	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金及び現金同等物	9	299,407	27,767	606,450	56,242
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	8	3,320,398	307,934	7,787,503	722,213
ブローカーからの未収入金	10	46,069	4,272	58,304	5,407
未収買付代金		539	50	9,926	921
未収利息		-	-	28	3
未収配当金		6,334	587	2,774	257
資産合計		3,672,747	340,611	8,464,985	785,043
負債					
未払金及び未払債務	5	35,005	3,246	45,579	4,227
未払買戻代金		64,697	6,000	84,645	7,850
買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く負債合計		99,702	9,246	130,224	12,077
買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産		3,573,045	331,364	8,334,761	772,966
負債合計		3,672,747	340,611	8,464,985	785,043
買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産 (発行目論見書に準拠)	12	3,603,342	334,174	8,446,836	783,360
終値から買呼値への調整額		(30,297)	(2,810)	(112,075)	(10,394)
買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産 (香港財務報告基準に準拠)	12	3,573,045	331,364	8,334,761	772,966
発行済買戻可能受益証券数	11,12	67,040		102,476	
買戻可能受益証券一口当たり純資産価格 (香港財務報告基準に準拠)	12	53.30	5	81.33	8

添付されている注記はこれらの財務諸表と一体不可分である。

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド

(2) 【損益計算書】

2009年 4 月30日終了年度

注	2009年 4 月30日 終了年度		2007年 5 月 7 日 (運用開始日) から 2008年 4 月30日までの 会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
受取配当	197,989	18,361	280,813	26,043
受取利息	2,913	270	68,699	6,371
	<u>200,902</u>	<u>18,632</u>	<u>349,512</u>	<u>32,414</u>
費用				
投資運用報酬	5	38,782	3,597	103,663
受託報酬	5	37,420	3,470	37,646
管理報酬	5	5,170	479	13,822
管理事務代行費用		16,273	1,509	6,159
実績報酬	5	-	-	143,777
監査報酬		23,869	2,214	21,057
創立費		-	-	157,963
弁護士及び専門家報酬		37,908	3,516	8,059
証券費用		27,150	2,518	25,350
販売報酬	5	25,854	2,398	69,109
代行協会員報酬	5	10,342	959	27,643
外国源泉税		65,127	6,040	103,666
委託費用		41,257	3,826	174,151
その他営業費用		33,726	3,128	42,472
	<u>362,878</u>	<u>33,653</u>	<u>934,537</u>	<u>86,669</u>
投資及び為替差損益調整前損失		(161,976)	(15,022)	(585,025)
投資及び為替差損益				
損益計算書を通じて公正価値で測定 する金融資産実現純損失	8	(2,265,895)	(210,139)	(461,994)
損益計算書を通じて公正価値で測定 する金融資産未実現純利益/損失の純 変動額	8	86,227	7,997	(1,195,034)
為替差損益		(113,977)	(10,570)	398,299
		<u>(2,293,645)</u>	<u>(212,713)</u>	<u>(1,258,729)</u>
当期営業活動による買戻可能受益証 券の保有者に帰属する純資産変動額		<u>(2,455,621)</u>	<u>(227,734)</u>	<u>(1,843,754)</u>

添付されている注記はこれらの財務諸表と一体不可分である。

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド

買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2009年 4 月30日終了年度

	2009年 4 月30日 終了年度		2007年 5 月7日 (運用開始日) から 2008年 4 月30日までの 会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産	8,334,761	772,966	-	-
買戻可能受益証券の当期発行額	34,806	3,228	16,873,243	1,564,825
買戻可能受益証券の当期買戻額	(2,340,901)	(217,095)	(6,694,728)	(620,869)
営業活動による買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産の当期変動額	(2,455,621)	(227,734)	(1,843,754)	(170,990)
期末買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産	3,573,045	331,364	8,334,761	772,966

添付されている注記はこれらの財務諸表と一体不可分である。

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド

キャッシュフロー計算書

2009年 4 月30日終了年度

		2009年 4 月30日 終了年度		2007年 5 月 7 日 （運用開始日）から 2008年 4 月30日までの 会計年度	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー					
営業活動による買戻可能受益証券 の保有者に帰属する純資産の当期 変動額		(2,455,621)	(227,734)	(1,843,754)	(170,990)
買戻可能受益証券の保有者に帰属 する純資産の当期変動から営業活 動による純現金収入への調整：					
外国源泉税控除後受取配当		(132,862)	(12,322)	(177,147)	(16,429)
受取利息		(2,913)	(270)	(68,699)	(6,371)
損益計算書を通じて公正価値で測 定する金融資産の購入		(2,114,778)	(196,125)	(23,508,624)	(2,180,190)
損益計算書を通じて公正価値で測 定する金融資産の売却による収入		4,402,215	408,261	14,064,093	1,304,304
損益計算書を通じて公正価値で測 定する金融資産純実現損失		2,265,895	210,139	461,994	42,845
損益計算書を通じて公正価値で測 定する金融資産純未実現（利益）/ 損失の純変動額		(86,227)	(7,997)	1,195,034	110,827
ブローカーからの未収入金の減少/ （増加）		12,235	1,135	(58,304)	(5,407)
未払金及び未払負債の（減少）/増 加		(10,574)	(981)	45,579	4,227
営業活動による現金収入/（営業活 動で使用された）現金		1,877,370	174,107	(9,889,828)	(917,183)
受取配当		129,302	11,991	174,373	16,171
受取利息		2,941	273	68,671	6,369
営業活動による純現金収入/（支出）		2,009,613	186,372	(9,646,784)	(894,643)
財務活動によるキャッシュフロー					
買戻可能受益証券の発行代金		44,193	4,098	16,863,317	1,563,904
買戻可能受益証券の買戻代金の支 払		(2,360,849)	(218,945)	(6,610,083)	(613,019)
財務活動による純現金（支出）/収入		(2,316,656)	(214,847)	10,253,234	950,885
現金及び現金同等物の純増減額		(307,043)	(28,475)	606,450	56,242
期首現金及び現金同等物		606,450	56,242	-	-
期末現金及び現金同等物	9	299,407	27,767	606,450	56,242

添付されている注記はこれらの財務諸表と一体不可分である。

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

1. トラスト

MFMCP-アイザワ トラスト（「トラスト」）は、HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とFC インベストメント・リミテッド（「管理会社」）の間に締結された2007年3月28日付基本信託証書及び2007年3月28日付補遺信託証書の条件に従ってケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープンエンド型ユニット・トラストである。トラストはケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法（2009年改正）の規制を受ける。MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド（「シリーズ・トラスト」）は信託証書と同日付で設定されたトラストのシリーズ・トラストである。受益証券の募集は2007年4月15日に開始され、当初募集期間は2007年5月7日に終了した。2008年及び2009年4月30日現在、トラストのシリーズ・トラストは1本だけである。

シリーズ・トラストの最大の目的は下記の投資有価証券の取得を通じて、合理的なリスク水準で収益と長期的なキャピタル・ゲインを得ることである：

- (i) 下記の企業が発行する株式及び転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連有価証券並びに債券：
 - (a) フィリピンで設立された企業；または
 - (b) フィリピンで事業を行いフィリピン証券取引所に上場する企業、または他の証券取引所に上場しフィリピン経済に深く関わる事業を展開する企業；もしくは
- (ii) 上記の有価証券及びこれに関連するオプション、または現金並びに短期国債のような短期金融商品を含む現金同等物に投資するファンド

事前に終了または、受託会社と管理会社がシリーズ・トラストを継続させることを決定しない限り、シリーズ・トラストは(i) 2107年4月30日、または(ii) 純資産総額（「NAV」）が500万米ドル以下で、かつ管理会社が3ヶ月前の受益証券の保有者への通知により終了することを決定した任意の日のいずれか早い日に終了する。

2009年4月30日終了年度において、シリーズ・トラストのNAVは500万米ドル以下の3,573,045米ドルに下落した。管理会社及び投資運用会社はシリーズ・トラストを維持する積極的な意思があるので、シリーズ・トラストは当期に終了していない。

2. 改訂香港財務報告基準（「HKFRS」）の影響

2009年4月30日終了の会計年度中、シリーズ・トラストは初めて2009年度効力発生の下記の改訂HKFRSをその運営に適用した：

香港会計基準（「HKAS」）39号及びHKFRS 7号 金融資産の再分類
改正

HKAS 39号及びHKFRS 7号改正によりシリーズ・トラストは特定の状況下において、当初認識でシリーズ・トラストにより損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産と指定されたもの以外の非デリバティブ金融資産を損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産の分類から外すことが認められた。また本改正により、シリーズ・トラストは、貸付金及び債権の定義に該当する金融資産について、予測可能な間、保有する意思及び能力がある場合に、売却可能金融資産から貸付金及び債権の分類に移すことが認められた。シリーズ・トラストは金融資産を再分類していないので、本改正によるシリーズ・トラストの財務状況または財務実績への影響はない。

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

2. 改訂香港財務報告基準(「HKFRS」)の影響(続き)

シリーズ・トラストは当財務諸表において下記の公表されたが効力が生じていない改訂または改正基準を適用していない。これらは、2009年1月1日以降に開始する会計年度について効力がある。

- | | |
|-------------------------|---|
| ・ 改訂HKAS 1号 | 財務諸表の表示 |
| ・ 改正HKAS 32号及び改正HKAS 1号 | HKAS 32号改正 金融商品：表示及びHKAS 1号 財務諸表の表示 - 売付可能金融商品及び清算時に生じる債務 |
| ・ 改正HKAS 39号 | HKAS 39号改正 金融商品：認識及び測定 - 適格ヘッジ商品 |
| ・ HKFRS 7号 | HKFRS 7号改正 金融商品：開示 |

改訂HKAS 1号は2009年1月1日以降開始の会計年度に適用される。改訂HKAS 1号は資本における所有者の変更及び包括利益の表示に影響がある。認識、測定並びに特定の取引の開示には変更はない。

改正HKAS 32号は売付可能金融商品に限定的な例外を規定しており、清算時に特定の債務を負担させるもので、それらが多数の特定の機能を果たすものであれば持分証券として分類されるとしている。改正HKAS 1号によりこれらの売付可能金融資産と持分証券として分類される債務について特定の情報の開示が必要とされる。

HKAS 39号改正はヘッジ商品について一方だけのリスク、そして、ヘッジされたリスクとして、または特定の状況における割り当ての指定を述べている。それにより事業体が時価の変動またはヘッジされた商品としての金融商品のキャッシュフローの変動性を許容されることが明確になる。

HKFRS 7号の改正によりシリーズ・トラストは、金融商品の定量及び定性分析が必要となり、3段階の測定の序列化に基づいて公正価値が認識される。さらに、これらの金融商品でレベル3に分類される重大な観測不能なデータについては、改正によりレベル3への、またはレベル3からの移動についての開示、期首及び期末残高の調整、その他包括利益、購入並びに販売と決済における当期損益合計、そして推定される合理的可能性のある変動の感応度分析の開示が必要となった。また、開示は異なるレベル間の公正価値序列の変動と変動の理由が必要となった。この基準により従前の非派生及び派生金融負債のためのHKFRS 7号で必要とされた流動性リスク開示が修正されることになった。

シリーズ・トラストは最初に適用を受けるにあたり、これらの改正による影響を評価する過程にある。これまでのところ、新たな改正の適用により新たな、もしくは改正された開示となるが、これらはシリーズ・トラストの運営と財務状況に重要な影響を与える見込みはない。

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

3. 重要な会計方針の要約

法令遵守

財務諸表は香港公認会計士協会発行の香港財務報告基準（香港財務報告基準、香港会計基準並びに解釈指針すべてを含む）に準拠して作成された。

作成基準

香港財務報告基準に準拠した財務諸表の作成のために管理会社は財務諸表とその注記に報告される金額に影響のある見積りと仮定を行う必要がある。管理会社は財務諸表の作成で利用される推定が合理的かつ慎重であると確信している。実際の結果はこれらの推定と異なることがある。

シリーズ・トラストは2007年3月28日に設立され、2007年5月7日に運用を開始した。従って、2008年度財務諸表は2007年5月7日から2008年4月30日までの期間で、2009年度財務諸表は一年分で作成されている。

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 分類

シリーズ・トラストは、すべての投資を、株式などの金融資産で構成される損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産に分類している。これらの金融商品は、設定時に受託会社の同意を得て、管理会社から損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産に分類または指定されている。

売買目的で保有されている金融資産または金融負債は、短期的な価格の変動から利益をあげることが主な目的にして取得または発生する。デリバティブも売買目的での保有に分類されているが、有効なヘッジ商品または金融保証契約として指定されている場合はこの限りではない。シリーズ・トラストはデリバティブをヘッジ関係におけるヘッジとして分類していない。

(b) 当初の測定

すべての有価証券投資は、当初、公正価値で認識され、支払われた/受け取った対価と投資に関連した取引費用が含まれている。その後の投資有価証券は公正価値で再評価されている。一般的に、公正価値は香港会計基準39号の下、決算日の営業終了時における保有有価証券の最終買呼値、及び購入される有価証券の最終売呼値を参考に決定される。この公正価値は香港会計基準39号に基づいて許容されている調整の対象になり、管理会社が受託会社の同意を得てかかる調整を行う。例外的な状況が存在し、実勢取引価格よりも正確で信頼性の高い別の公正価値決定基準がある場合には、それに従って調整が行われる。

取引が活発な市場に上場されていない他のすべての金融商品に関しては、適切な評価技法を利用して公正価値が決定されている。評価技法の中には、正味現在価値法、可視的に時価を入手できる類似金融商品との比較、オプション・プライシング・モデル、並びにその他の関連する評価モデルが含まれている。2008年及び2009年4月30日現在、これに該当する投資は行われていない。

(c) 事後測定

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されている有価証券投資の公正価値の変動に起因して発生した未実現損益は、発生時に、損益計算書で認識される。

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

（c）事後測定（続き）

実現投資損益は平均取得原価に基づいて計算され、損益計算書で処理される。

規則または市場の慣行によって一定の期間内の引渡しに義務付けられる投資有価証券のすべての売買（「通常」売買）は、シリーズ・トラストが資産の購入または売却を約定した取引日に認識されている。

その他金融資産及び負債

このカテゴリーは損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されないすべての金融負債を含む。シリーズ・トラストはこのカテゴリーにその他短期未払金に関連する金額を含める。

その他未収入金及びその他金融負債は当初時価及び直接付随する購入または発行のコストと共に評価される。

シリーズ・トラストの買戻可能受益証券についての会計方針は下記のとおりである。

受取利息

受取利息は、残存元本と適用される実効金利を考慮に入れ期間に比例して認識される。

受取配当

受取配当は、シリーズ・トラストの支払いを受取る権利が確立したときに認識される。受取配当は、回復不可能な外国源泉税の総額で表示され、損益計算書で費用として別に開示される。

費用

全ての費用は管理報酬、投資運用報酬、受託報酬その他全ての費用を含め損益計算書に発生主義で認識される。

外国通貨取引

シリーズ・トラストの機能通貨及び表示通貨はいずれも米ドルである。

機能通貨はシリーズ・トラストが主にその活動から現金を生み出し、あるいは支出する通貨を表示する。

機能通貨以外の外国通貨による取引は取引日の裁定為替相場で計上される。外貨建ての金融資産及び負債は貸借対照表日付の裁定為替相場で再換算される。外国通貨取引による実現及び未実現為替差損益は外貨損益として損益計算書で処理される。

2009年4月30日現在の為替相場は1米ドル = 48.54フィリピン・ペソ、7.75香港ドル、97.75円（2008年：1米ドル = 42.18フィリピン・ペソ、7.79香港ドル）である。

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

買戻可能受益証券

負債の特質を示す買戻可能受益証券は貸借対照表上、金融負債として分類される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の定義は、手元現金、要求払預金、当初の満期が3か月以内の定期預金、短期の極めて流動的な投資で確認された金額に容易に換金でき、価値の変動リスクをほとんど受けないものである。

米ドル建ての手元現金及び銀行預金は原価で簿価付けされる。その他の通貨建ての現金は貸借対照表日付で適用される為替相場で米ドルに換算される。満期保有目的の短期預金は原価で簿価付けされる。

キャッシュフロー計算書において現金及び現金同等物は上記で定義される現金及び現金同等物であり、担保とされたり使用に制限のあるものを除く。

関連当事者

一方の当事者が他方の当事者を直接または間接的に支配できる能力を持っているか、財務上及び運営上の決定に対して大きな影響力を行使できる能力を持っている場合に、当事者には関連があるとみなされる。また両方の当事者が共通の支配または共通の重大な影響力を受けている場合にも関連があるとみなされる。関連当事者は個人の場合もあれば法人の場合もある。

ブローカーの未収入金／未払金

ブローカーからの未収入金はブローカーで保有される現金及び報告日に契約されたがまだ受渡をしていない証券にかかる未収入金を含む。ブローカーへの未払金は報告日に購入したがまだ受渡をしていない証券にかかる未払金を含む。会計方針の認識及び測定「その他金融負債」を参照されたい。

4. 関連当事者取引

基本信託証書において、ファンド証券の発行及び買戻のために管理会社はそれぞれのシリーズ・トラストの資産の投資及び再投資の責任がある。管理会社が受取る権利を有する報酬の詳細は財務諸表に対する注記5に記載されている。

管理会社は投資運用の責任及びシリーズ・トラストの投資によって与えられた議決権の全ての権利行使を投資運用契約書によって投資運用会社に委任している。投資運用会社が受取る権利を有する報酬の詳細は財務諸表への注記5に記載されている。

上記以外に、シリーズ・トラストの事業に関連する重要な契約でシリーズ・トラストが当事者であったり、また管理会社が重大な利害を有するものは、直接または間接的に、期末または当期のどの時点においても無い。

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

5. 報酬

投資運用報酬

投資運用会社であるミューチュアルファンド・マネジメントカンパニー・オブ・フィリピン社は、投資運用報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.75%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2009年4月30日終了年度の投資管理報酬は38,782米ドル（2008年4月30日終了年度：103,663米ドル）であった。2009年4月30日現在、未払投資運用報酬は2,234米ドル（2008年：12,448米ドル）であった。

受託報酬

受託会社であるHSBCトラスティ(ケイマン)リミテッドは、受託報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.1%で最低月額報酬1,600米ドルを月毎に後払いで受け取る権利がある。

2009年4月30日終了年度の管理事務代行報酬、評価報酬並びに登録事務報酬、立替費用を含む受託報酬は37,420米ドル（2008年4月30日終了年度：37,646米ドル）であった。2009年4月30日現在、未払受託報酬は2,945米ドル（2008年：3,080米ドル）であった。

管理報酬

管理会社であるFCインベストメント・リミテッドは、管理報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額に対して年率0.1%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2009年4月30日終了年度の管理報酬は5,170米ドル（2008年4月30日終了年度：13,822米ドル）であった。2009年4月30日現在、未払管理会社報酬は298米ドル（2008年：775米ドル）であった。

実績報酬

投資運用会社はまた、各暦四半期末において計算され後払いされる実績報酬を受け取る権利がある。暦四半期に係る実績報酬は、当該四半期以前のいずれかの暦四半期末における（実績報酬控除前の）ファンド証券の純資産価格の最高額または当初発行価格の100米ドル（100米ドルが当該最高額を上回る場合）を超える分の金額に、当該四半期中の発行済ファンド証券口数の平均を乗じた額の12.5%に相当する金額である。

2009年4月30日終了年度、運用報酬は発生していない（2008年4月30日終了年度：143,777米ドル）。従って、2009年4月30日現在、未払実績報酬はない。（2008年：なし）。

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

5. 報酬（続き）

販売報酬

販売会社である藍澤證券株式会社は販売報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.5%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2009年4月30日終了年度の販売報酬は25,854米ドル（2008年4月30日終了年度：69,109米ドル）であった。2009年4月30日現在、未払販売報酬1,489米ドル（2008年：3,877米ドル）であった。

代行協会員報酬

代行協会員である藍澤證券株式会社は、代行協会員報酬として各評価日におけるシリーズ・トラストの純資産総額の年率0.2%を、月毎に後払いで受け取る権利がある。

2009年4月30日終了年度の代行協会員報酬は10,342米ドル（2008年4月30日終了年度：27,643米ドル）であった。2009年4月30日現在、未払代行協会員報酬は596米ドル（2008年：1,551米ドル）であった。

6. 課税

ケイマン諸島の現行の法律下ではケイマン諸島において所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他収益に対する課税はない。

トラストは2007年4月24日から50年間、所得に課税するケイマン諸島で同日以降に成立した法律がトラストに適用されることはない旨、ケイマン諸島内各総督から保証されている。ケイマン諸島以外の行政区において、トラストによって受取られた配当及び利息から外国源泉税が控除されることがある。

7. 分配金

2009年4月30日終了年度は分配金がなく、未払分配金はない（2008年4月30日終了年度：なし）。

8. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産

	2009 米ドル	2008 米ドル
取得価格による金融資産	4,429,205	8,982,537
未実現損益	(1,108,807)	(1,195,034)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	<u>3,320,398</u>	<u>7,787,503</u>

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド

財務諸表への注記

2009年4月30日

8. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産（続き）

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産
の純変動

- 実現	(2,265,895)	(461,994)
- 未実現	86,227	(1,195,034)
損失合計	<u>(2,179,668)</u>	<u>(1,657,028)</u>

ポートフォリオの一覧の詳細は後述されている。

9. 現金及び現金同等物

	2009 米ドル	2008 米ドル
銀行預金	<u>299,407</u>	<u>606,450</u>

銀行預金17,761米ドル（2008年：103,521米ドル）が香港上海銀行ニューヨーク支店に、281,646米ドル（2008年：502,929）が香港上海銀行マニラ支店にある。いずれも受託会社及び登録事務代行会社の関連会社であり、日々の銀行預金レートを基準とする変動利付預金である。

10. ブローカーからの未収入金

	2009 米ドル	2008 米ドル
ブローカーからの未収入金： 証券売却にかかる未収入金	<u>46,069</u>	<u>58,304</u>

11. 買戻可能受益証券数

発行済及び全額払込済買戻可能受益証券数：

	2009	2008
期首	102,476	-
期中発行受益証券	567	168,119
期中買戻受益証券	<u>(36,003)</u>	<u>(65,643)</u>
期末	<u>67,040</u>	<u>102,476</u>

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

12. 買戻可能受益証券一口当り純資産価格

買戻可能受益証券一口当り純資産価格は、2009年4月30日現在の買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産3,573,045米ドル（2008年：8,334,761米ドル）及び期末現在の発行済受益証券67,040口（2008年：102,476口）に基づいて計算されている。

13. 財務リスク管理の目的及び方針

シリーズ・トラストは、保有する金融商品に起因して発生する市場リスク（金利、通貨及び株価の変動リスクを含む）、流動性リスク及び信用リスクに晒される。シリーズ・トラストのリスク管理目的は、潜在的な損失を最小限に抑える戦略を実施し、シリーズ・トラストの財務パフォーマンスに対する潜在的な悪影響を軽減することである。投資運用会社はチェック・アンド・バランス・システムを採用し、シリーズ・トラストに適用される法律及び規則の遵守を徹底している。

シリーズ・トラストの管理会社は、シリーズ・トラストの日々の運営責任を負っている。管理会社は、シリーズ・トラストの資産の管理ならびに受益証券の発行及び買戻しについても責任を負っている。

管理会社はシリーズ・トラストの資産の管理を投資運用会社に委託している。投資運用会社は利用可能なリソースを利用して適切な投資決定を行っている。投資運用会社には、社内取締役会と投資委員会で構成されたチームが設置されている。

(a) 市場リスク

市場リスクは、金融商品の価値が金利、外国為替レート、株価などの市場の変数の変化及び市場内の個々の資産またはすべての資産に影響を与えるそれ以外の要因によって変動するリスクである。

決算日におけるシリーズ・トラストの投資ポートフォリオの詳細は22ページに記載されている。

(i) 金利リスク

金利リスクは、金融商品及び将来のキャッシュフローの価値が市場金利の変動に伴って増減するリスクである。

シリーズ・トラストの金融資産のほとんどが、株式及び無利息または満期のないその他の金融商品である。そのため、シリーズ・トラストは実勢市場金利の変動に伴って多額のリスクを負うことはない。シリーズ・トラストの現金及び現金同等物の金利リスクに対するエクスポージャーは注記9に開示されている。

(ii) 為替リスク

為替リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変動に伴って増減するリスクである。シリーズ・トラストは、投資及び米ドル以外の通貨で表示されたそれ以外の一定の資産に対する為替リスクを負っている。従って、シリーズ・トラストの資産価値は為替レートの変動によって有利な影響または不利な影響を受けることがある。そのため、シリーズ・トラストは必然的に為替リスクを負うことになる。

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

13. 財務リスク管理の目的及び方針（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ii）為替リスク（続き）

シリーズ・トラストは、フィリピン関連の投資を通じて、主にフィリピン・ペソの為替リスクに晒される。シリーズ・トラストを大きな為替リスクに晒す金融商品は以下のとおりである。

2009年4月30日現在

	フィリピン・ペソ	米ドル相当額
損益計算書を通じて公正価値で測定する		
金融資産	161,172,119	3,320,398
その他の資産	2,543,668	52,403
銀行預金及びブローカー勘定	13,671,085	281,646
総資産	177,386,872	3,654,447

2008年4月30日現在

	フィリピン・ペソ	米ドル相当額
損益計算書を通じて公正価値で測定する		
金融資産	328,586,624	7,787,503
その他の資産	2,576,270	61,078
銀行預金	21,211,035	502,929
総資産	352,373,929	8,351,510

以下の分析は、他のすべての要因を一定にした上で、対米ドル為替レートの合理的に予想される変動が2008年4月30日及び2009年4月30日現在の損益計算書に与える影響に関する管理会社の最良の見積りを表したものである。表中の負の金額は損益計算書及び受益者資本における潜在的な純減を表す一方、正の金額は潜在的な純増を表している。実際に、取引の結果は以下の感応度分析と異なるほか、その差異は大きくなることがある。

2009年4月30日現在

通貨	為替レートの変化率（％）	純資産及び収益への影響（米ドル）
フィリピン・ペソ	± 5%	± 182,722

2008年4月30日現在

通貨	為替レートの変化率（％）	純資産及び収益への影響（米ドル）
フィリピン・ペソ	± 5%	± 419,645

シリーズ・トラストは香港ドル建ての一部の取引を通じて外国為替リスクも負っている。香港ドルは米ドルに固定されているため、シリーズ・トラストは香港ドル対米ドルレートが大幅に変動することはないと予想している。

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド

財務諸表への注記

2009年4月30日

13. 財務リスク管理の目的及び方針（続き）

（a）市場リスク（続き）

（iii）株価リスク

株価リスクは、株価指数及び個別株式の価値の変動に伴って保有する株式の公正価値が下落するリスクである。株価変動リスクはシリーズ・トラストの投資ポートフォリオに起因して発生する。シリーズ・トラストの受益証券はすべて公正価値で計上され、公正価値の変動が損益計算書で認識されるため、純投資収益は市況のすべての変化によって直接影響を受けている。

投資運用会社は管理会社に代わってシリーズ・トラストの投資にバリュー・アプローチとグロース・アプローチを採用する。投資運用会社は、真正価値をもっと正確に反映し、今後株価が上昇すると見込まれる割安な株式の発掘に努める。さらに、投資運用会社はアクティブ・アセット・アロケーション・プロセスを採用し、市場トレンドの変動に対応して資産配分を調整する。パフォーマンスの重要な指標は主要30銘柄で構成されるPhisixで、シリーズ・トラストの主な目的は、上記の投資戦略を利用してPhisixのパフォーマンスを300bpから500bp上回ることである。

2009年4月30日現在、投資運用会社は、他のすべての変動要因が一定であったとして、Phisixが5%上昇/下落すると、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は増加/減少し、結果的には純資産が約143,994米ドル（2008年：778,750米ドル）増加/減少すると予想する。実際の取引の結果は下記の感応度分析と異なり、その差異は大きく異なることがある。

	Phisixの変動率	損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産への影響	純資産及び収益への影響 米ドル
2009	± 5%	± 4.03%	± 143,994
	Phisixの変動率	損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産への影響	純資産及び収益への影響 米ドル
2008	± 5%	± 10%	± 778,750

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

13. 財務リスク管理の目的及び方針（続き）

（b）流動性リスク

流動性リスクは、シリーズ・トラストが金融資産に付随した約定を履行するための資金調達または受益権保有者の買戻請求の履行に際して困難な状況に直面するリスクである。流動性リスクは、金融資産を公正価値で速やかに売却できないことに起因して発生することがある。また、受益証券保有者による受益証券の多額の買戻請求によって、投資運用会社は買戻請求の原資を調達するために望ましいと思われる時期よりもはるかに早く、かつ不利な価格で投資の流動化を余儀なくされるため、管理会社が買戻しに必要な資金を借入できる場合を除き、シリーズ・トラストは流動性リスクに晒される。当期にはそのような借入は行われていない（2008年：なし）。

比較的流動性の低い証券市場には、流動性が高い証券市場よりも値動きが激しくなる傾向がある。シリーズ・トラストが資産を比較的流動性の低い有価証券に投資することにより、投資運用会社が希望する価格で、かつ希望する時期にシリーズ・トラストの投資を売却できない可能性がある。シリーズ・トラストの上場有価証券は、すべてフィリピン証券取引所に上場されているため換金可能とみなされているが、小型株の流動性の状況は市況の変化に伴って極めて大きく変わることがある。シリーズ・トラストが短期間で投資の流動化を決定した場合には、市場への影響のコストが発生すると見込まれている。

下表は、シリーズ・トラストの金融債務の残余の契約による割引前のキャッシュフローを示している：

2009年4月30日現在

	期限が 1か月 以内 米ドル	期限が 3か月 以内 米ドル	期限が 3か月 から 12か月 以内 米ドル	期限の 定めなし 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払費用	(13,655)	(21,350)	-	-	(35,005)
未払買戻代金	(64,697)	-	-	-	(64,697)
買戻可能受益証券の保有者に 帰属する純資産	(3,573,045)	-	-	-	(3,573,045)
負債合計	(3,651,397)	(21,350)	-	-	(3,672,747)

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

13. 財務リスク管理の目的及び方針（続き）

（b）流動性リスク（続き）

2008年4月30日現在

	期限が 1 か月 以内 米ドル	期限が 3 か月 以内 米ドル	期限が 3 か月 から 12か月 以内 米ドル	期限の 定めなし 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払費用	(21,057)	(24,522)	-	-	(45,579)
未払買戻代金	(84,645)	-	-	-	(84,645)
買戻可能受益証券の保有者 に帰属する純資産	(8,334,761)	-	-	-	(8,334,761)
負債合計	(8,440,463)	(24,522)	-	-	(8,464,985)

（c）信用リスク

信用リスクは、金融資産の相手方がシリーズ・トラストと締結した約定を履行できないリスクである。シリーズ・トラストは、取引の相手方の倒産、破産または債務不履行の可能性によって影響を受け、多額の損失を被ることがある。

取引の相手方がデリバティブ以外の認識済みの金融資産の各クラスに関連した2009年4月30日現在の債務を履行できない場合、シリーズ・トラストの信用リスクに晒される残高の上限は貸借対照表に記載されている資産の簿価である。

上場されている投資有価証券の決済は、すべて適切なブローカーを利用し、代金引換引渡しベースで行われている。売却された有価証券の引渡しはシリーズ・トラストの保管銀行が支払いを受け取った場合にのみ行われるため、デフォルト・リスクは最小限に抑えられていると考えられる。購入取引の場合には、シリーズ・トラストの保管銀行が有価証券を受け取った場合にのみ支払いが行われる。いずれかの当事者が債務を履行しない場合には取引は無効になる。銀行預金は信頼できる金融機関になされる。そのため、シリーズ・トラストは金融商品に関して重大な信用リスクを負っていることは想定されていない。

信用リスクの過度の集中

シリーズ・トラストの信用リスク全体で見て信用リスクの大きい取引の相手方が経済要因、業界要因または地域要因の変動によって影響を受ける場合には、信用リスクの集中がある。シリーズ・トラストの金融商品のポートフォリオは、業種別、種類別並びに地域別に分散されており、多様な相手方と取引を行うことにより信用リスクの過度の集中を軽減している。

MF MCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド
財務諸表への注記
2009年4月30日

13. 財務リスク管理の目的及び方針（続き）

（d）資本管理

シリーズ・トラストの資本は発行済みの買戻可能受益証券によって表象されている。シリーズ・トラストは、現在、買戻可能受益証券を67,040口（2008年：102,476口）発行している（注記11を参照）。

シリーズ・トラストの投資目的は、リスクを合理的な水準に抑えながら収益と長期的なキャピタルゲインを実現することである。

シリーズ・トラストは、主に、フィリピン企業またはフィリピンに関連した企業によって発行された上場株式、「店頭登録」株式/未上場株式、債券、ワラントその他の有価証券、債券、ワラントその他の有価証券のほか、これらの有価証券のデリバティブ（オプション、先渡取引並びに先物取引を含む）等に投資する。シリーズ・トラストは、フィリピン証券取引所へ上場している、または上場していないフィリピン企業に投資する。

シリーズ・トラストは外部から課せられた必要資本はない。

14. 比較可能な金額

比較可能な一部の金額は当期の表示及び会計上の取扱いに合わせるため再分類及び再表示されている。

15. 財務諸表は2009年10月23日に受託会社及び管理会社により認可され、発行が承認された。

[次へ](#)

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

BALANCE SHEET

30 April 2009

	Notes	2009 USD	2008 USD
ASSETS			
Cash and cash equivalents	9	299,407	606,450
Financial assets at fair value through profit or loss	8	3,320,398	7,787,503
Amounts due from a broker	10	46,069	58,304
Subscriptions receivable		539	9,926
Interest receivable		-	28
Dividends receivable		6,334	2,774
TOTAL ASSETS		3,672,747	8,464,985
LIABILITIES			
Accounts payable and accrued liabilities	5	35,005	45,579
Redemptions payable		64,697	84,645
TOTAL LIABILITIES EXCLUDING NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS		99,702	130,224
NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS		3,573,045	8,334,761
TOTAL LIABILITIES		3,672,747	8,464,985
NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS (calculated in accordance with the terms of the Offering Memorandum)	12	3,603,342	8,446,836
Adjustment from last traded prices to bid prices		(30,297)	(112,075)
NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS (calculated in accordance with HKFRS)	12	3,573,045	8,334,761
NUMBER OF REDEEMABLE UNITS IN ISSUE	11,12	67,040	102,476
NET ASSET VALUE PER REDEEMABLE UNIT (calculated in accordance with HKFRS)	12	53.30	81.33

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

INCOME STATEMENT

Year ended 30 April 2009

		Year ended 30 April 2009 USD	Period from 7 May 2007 (date of commencement of operations) to 30 April 2008 USD
	Notes		
INCOME			
Dividend income		197,989	280,813
Interest income		2,913	68,699
		<u>200,902</u>	<u>349,512</u>
EXPENSES			
Investment management fee	5	38,782	103,663
Trustee fee	5	37,420	37,646
Management fee	5	5,170	13,822
Administration expenses		16,273	6,159
Performance fee	5	-	143,777
Audit fee		23,869	21,057
Formation expenses		-	157,963
Legal and professional fees		37,908	8,059
Securities expenses		27,150	25,350
Distribution fee	5	25,854	69,109
Agent company fee	5	10,342	27,643
Withholding tax		65,127	103,666
Commission expenses		41,257	174,151
Miscellaneous expenses		33,726	42,472
		<u>362,878</u>	<u>934,537</u>
LOSS BEFORE INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES			
		(161,976)	(585,025)
INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES			
Net realised losses on financial assets at fair value through profit or loss	8	(2,265,895)	(461,994)
Net change in unrealised gains/ losses on financial assets at fair value through profit or loss	8	86,227	(1,195,034)
Exchange differences		<u>(113,977)</u>	<u>398,299</u>
		<u>(2,293,645)</u>	<u>(1,258,729)</u>
CHANGE IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS FROM OPERATIONS FOR THE YEAR/PERIOD			
		<u>(2,455,621)</u>	<u>(1,843,754)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO
HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS

Year ended 30 April 2009

	Year ended 30 April 2009 USD	Period from 7 May 2007 (date of commencement of operations) to 30 April 2008 USD
Net assets attributable to holders of redeemable units at beginning of year/period	8,334,761	-
Issue of redeemable units during the year/period	34,806	16,873,243
Redemption of redeemable units during the year/period	(2,340,901)	(6,694,728)
Change in net assets attributable to holders of redeemable units from operations for the year/period	<u>(2,455,621)</u>	<u>(1,843,754)</u>
Net assets attributable to holders of redeemable units at the end of year/period	<u><u>3,573,045</u></u>	<u><u>8,334,761</u></u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

STATEMENT OF CASH FLOWS

Year ended 30 April 2009

	Note	Year ended 30 April 2009 USD	Period from 7 May 2007 (date of commencement of operations) to 30 April 2008 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Change in net assets attributable to holders of redeemable units from operations for the year/period		(2,455,621)	(1,843,754)
Adjustments to reconcile change in net assets attributable to holders of redeemable units to net cash from operating activities:			
Dividend income, net of withholding tax		(132,862)	(177,147)
Interest income		(2,913)	(68,699)
Purchase of financial assets at fair value through profit or loss		(2,114,778)	(23,508,624)
Proceeds from sales of financial assets at fair value through profit or loss		4,402,215	14,064,093
Net realised losses on financial assets at fair value through profit or loss		2,265,895	461,994
Net change in unrealised gains/losses on financial assets at fair value through profit or loss		(86,227)	1,195,034
Decrease/(increase) in amounts due from a broker		12,235	(58,304)
(Decrease)/increase in accounts payable and accrued liabilities		(10,574)	45,579
Cash generated from/(used in) operations		1,877,370	(9,889,828)
Dividends received		129,302	174,373
Interest received		2,941	68,671
Net cash inflows/(outflows) from operating activities		2,009,613	(9,646,784)
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES			
Proceeds from issue of redeemable units		44,193	16,863,317
Payment on redemption of redeemable units		(2,360,849)	(6,610,083)
Net cash (outflows)/inflows from financing activities		(2,316,656)	10,253,234
NET INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		(307,043)	606,450
Cash and cash equivalents at beginning of the year/period		606,450	-
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF THE YEAR/PERIOD	9	299,407	606,450

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

1. THE TRUST

MFMCP-Aizawa Trust ("the Trust") is an open-ended unit trust established under the laws of Cayman Islands pursuant to the terms of a Master Trust Deed dated 28 March 2007 and a Supplemental Trust Deed dated 28 March 2007 made between HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and FC Investment Ltd. (the "Manager"). The Trust is a regulated mutual fund under the Cayman Island Mutual Fund Law (2009 Revision). MFMCP-Aizawa Trust-Philippine Fund (the "Series Trust") is a series trust of the Trust established on the same date as the trust deed. The offering of units commenced on 15 April 2007 and the initial offering period was closed on 7 May 2007. As at 30 April 2009 and 2008, the Trust has only one series trust.

The principal objective of the Series Trust is to derive income and long-term capital appreciation at a reasonable level of risk through the acquisition of the followings:

- (i) equity and equity-related securities, including convertible bonds, warrants and bonds with warrants, and fixed income securities issued by:
 - (a) companies established in Philippines; or
 - (b) companies that are listed on the Philippine Stock Exchange that have operations in the Philippines or business exposures to the Philippine economy and are listed on any other stock exchanges ; or
- (ii) funds investing in such securities and options related to such securities or cash and cash equivalents including money market instruments such as treasury bills.

Unless previously terminated or the Trustee and the Manager determine to continue the Series Trust, the Series Trust terminates on the earlier (i) upon 30 April 2107, or (ii) if on any date, the net asset value ("NAV") is USD5,000,000 or less and the Manager decides to terminate upon three months' notice to unitholders.

For the year ended 30 April 2009, the Series Trust's NAV has fallen below USD5,000,000 to USD3,573,045. As the Manager and Investment Manager have a positive intention to continue the Series Trust, the Series Trust has not been terminated.

2. IMPACT OF REVISED HONG KONG FINANCIAL REPORTING STANDARDS ("HKFRSs")

For the year ended 30 April 2009, the Series Trust adopted, for the first time, the following revised HKFRSs which are effective in 2009 and are applicable to its operations:

HKAS 39 and HKFRS 7 Reclassification of Financial Assets
Amendments

The HKAS 39 and HKFRS 7 Amendments permit the Series Trust to reclassify non-derivative financial assets (other than those designated at fair value through profit or loss by the Series Trust upon initial recognition) out of the fair value through profit or loss category in particular circumstances. The amendments also permit the Series Trust to transfer from the available-for-sale category to the loans and receivables category a financial asset that would have met the definition of loans and receivables, if the Series Trust has the intention and ability to hold that financial asset for the foreseeable future. As the Series Trust has not reclassified any financial assets into different categories, the amendments have had no impact on the financial position or performance of the Series Trust.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

2. IMPACT OF REVISED HONG KONG FINANCIAL REPORTING STANDARDS ("HKFRSs") (continued)

The Series Trust has not applied the following revised and amended standards, which have been issued but are not yet effective, in these financial statements. These are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2009 or later periods.

- | | |
|-----------------------------------|---|
| • HKAS 1 (Revised) | Presentation of financial statements |
| • HKAS 32 and HKAS 1 (Amendments) | Amendments to HKAS 32 Financial Instruments:
Presentation and HKAS 1 Presentation of Financial
Statements - Puttable Financial Instruments and
Obligation Arising on Liquidation |
| • HKAS 39 (Amendment) | Amendment to HKAS 39 Financial Instruments:
Recognition and Measurement – Eligible Hedged
Items |
| • HKFRS 7 | Amendments to HKFRS 7 Financial Instruments:
Disclosures |

HKAS 1 (Revised) shall be applied for annual periods beginning on or after 1 January 2009. HKAS 1 (Revised) affects the presentation of owner changes in equity and of comprehensive income. It does not change the recognition, measurement or disclosure of specific transactions.

The HKAS 32 Amendments provide a limited scope exception for puttable financial instruments and instruments that impose specified obligations arising on liquidation to be classified as equity if they fulfill a number of specified features. HKAS 1 Amendments require disclosure of certain information relating to these puttable financial instruments and obligations classified as equity.

The amendment to HKAS 39 addresses the designation of a one-sided risk in a hedged item, and the designation of inflation as a hedged risk or portion in particular situations. It clarifies that an entity is permitted to designate a portion of the fair value changes or cash flow variability of a financial instrument as hedged item.

The amendment to HKFRS 7 requires the Series Trust to provide a quantitative and qualitative analysis of those instruments recognized at fair value based on a three-level measurement hierarchy. Furthermore, for those instruments which have significant unobservable inputs (classified as Level 3), the amendment requires disclosures on the transfers into and out of Level 3, a reconciliation of the opening and closing balances, total gains and losses for the period split between those recognized in other comprehensive income, purchases, sales issues and settlements, and sensitivity analysis of reasonably possible changes in assumptions. In addition, disclosure is required of the movements between different levels of the fair value hierarchy and the reason for those movements. Finally, the standard amends the previous liquidity risk disclosures as required under HKFRS 7 for non-derivative and derivative financial liabilities.

The Series Trust is in the process of making an assessment of the impact of these amendments upon initial application. So far, it has concluded that while the adoption of the new amendments may result in new or amended disclosures, these are unlikely to have a significant impact on the Series Trust's results of operations and financial position.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Statement of compliance

The financial statements have been prepared in accordance with HKFRSs (which also include all HKFRSs, Hong Kong Accounting Standards and Interpretations) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants.

Basis of preparation

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilised in preparing its financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from these estimates.

The Series Trust was established on 28 March 2007 and commenced operations on 7 May 2007. Accordingly, the 2008 financial statements had been prepared for the period from 7 May 2007 to 30 April 2008, while the 2009 financial statements have been prepared for the whole full year.

Financial instruments at fair value through profit or loss*(a) Classification*

The Series Trust has classified all of its investments as financial assets at fair value through profit or loss which comprises financial assets such as equities. These instruments are classified or designated by the Manager with the consent of the Trustee at fair value through profit or loss at inception.

Financial assets or liabilities held for trading are those acquired or incurred principally for the purpose of generating a profit from short term fluctuations in price. Derivatives are also categorised as held for trading, unless they are designated as effective hedging instruments or a financial guarantee contracts. The Series Trust does not classify any derivatives as hedges in a hedging relationship.

(b) Initial measurement

All investments in securities are initially recognised at fair value, being the consideration given/received and including any transaction costs associated with the investments. Investments are subsequently re-measured at fair value. In accordance with HKAS 39, fair value is generally determined by reference to the last quoted bid price at the close of business on the balance sheet date for securities held, and to the last ask price for securities to be purchased. It is subject to the permitted adjustments under HKAS 39, which are made by the Manager with the consent of the Trustee. Adjustments may be made where overriding circumstances exist whereby another valuation basis gives a more accurate and reliable determination of fair value than the quoted market prices.

For all other financial instruments not listed in an active market, the fair value is determined by using appropriate valuation techniques. Valuation techniques include net present value techniques, comparison to similar instruments for which market observable prices exist, options pricing model and other relevant valuation models. There was no such investment as at 30 April 2009 and 2008.

(c) Subsequent measurement

Unrealised gains and losses arising from changes in the fair value of investments in securities classified as investments at fair value through profit or loss are recognised in the income statement as they arise.

MF MCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments at fair value through profit or loss (continued)*(c) Subsequent measurement (continued)*

Realised gains and losses on investments are calculated on the average cost basis and are dealt in the income statement.

All purchases and sales of investments that require delivery within the timeframe established by regulation or market convention ("regular way" purchases and sales) are recognized on the trade date, which is the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the asset.

Other financial assets and liabilities

This category includes all financial liabilities, other than those classified as at fair value through profit or loss. The Series Trust includes in this category amounts relating to other short-term payables.

Other receivables and other financial liabilities are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

The Series Trust's accounting policy regarding the redeemable units is described below.

Interest income

Interest income is recognised in the income statement for all interest-bearing financial instruments using the effective interest method.

Dividend income

Dividend income is recognised when the Series Trust's right to receive the payment is established. Dividend income is presented gross of any non-recoverable withholding taxes, which are disclosed separately as an expense in the income statement.

Expenses

All expenses, including management fee, investment management fee, trustee fee, and all other expenses are recognised in the income statement on an accrual basis.

Foreign currency translation

The functional currency and presentation currency of the Series Trust are both the United States Dollars ("USD").

The functional currency reflects the currency in which the Series Trust primarily generates and expends cash from its activities.

Transactions in foreign currencies other than the functional currency are recorded at the rate ruling at the date of transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rate of exchange ruling at the balance sheet date. Realised and unrealised exchanges gains or losses on foreign currency transactions are dealt with in to the income statement as foreign currency gains or losses.

The rate of exchange in effect at 30 April 2009 was USD1 = PHP48.54, HKD7.75 and JPY97.75 (2008: USD1 = PHP42.18, HKD7.79).

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Redeemable units

The redeemable units, which exhibit characteristics of liability are recognised as financial liabilities in the balance sheet.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are defined as cash on hand, demand deposits, and short-term, highly liquid investments readily convertible to known amounts of cash and subject to insignificant risk of changes in value.

Cash on hand and at banks which are denominated in USD are carried at cost. Cash denominated in other currencies are translated into USD at the applicable rates of exchange at the balance sheet date. Short term deposits are held to maturity are carried at cost.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents consist of cash and cash equivalents as defined above and excluding amounts which have been pledged as collateral and are restricted in use.

Related parties

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party, or exercise significant influence over the party in making financial and operating decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence. Related parties may be individuals or corporate entities.

Amount due from/to broker

Amounts due from broker include cash held at the broker and receivables for securities sold that have been contracted for but not yet delivered on the reporting date. Amounts due to a broker include payables for securities purchased that have been contracted for but not yet delivered on the reporting date. Refer to accounting policy for “other financial liabilities” for recognition and measurement.

4. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Under the Master Trust Deed, the Manager is responsible for management of the investments and reinvestment of the assets of each series trust and for the issue and redemption of units. Details of the fees to which the Manager is entitled are provided in note 5 to the financial statements.

The Manager has delegated its investment management responsibility and the exercise of all rights of voting conferred by any investment of the Series Trust to the Investment Manager pursuant to the Investment Management Agreement. Details of the fees to which the Investment Manager is entitled are provided in note 5 to the financial statements.

Apart from the above, there were no contracts of significance in relation to the Series Trust's business to which the Series Trust was a party or in which the Manager had a material interest, whether directly or indirectly, at the end of the period/year or at any time during the period/year.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

5. FEES

Investment management fee

The Investment Manager, The Mutual Fund Management Company of the Philippines, Inc., is entitled to receive an investment management fee, calculated at an annual rate of 0.75% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The investment management fee for the year ended 30 April 2009 was USD38,782 (Period ended 30 April 2008: USD103,663). As at 30 April 2009, an investment management fee of USD2,234 (2008: USD12,448) was payable to the Investment Manager.

Trustee fee

The Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, is entitled to receive a trustee fee, calculated at an annual rate of up to 0.1% of the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears, subject to a minimum monthly payment of USD1,600.

The trustee fee including administration fee, valuation fee, registrar fee and out-of-pocket disbursements for the year ended 30 April 2009 was USD37,420 (Period ended 30 April 2008: USD37,646). As at 30 April 2009, a trustee fee of USD2,945 (2008: USD3,080) was payable to the Trustee.

Management fee

The Manager, FC Investment Ltd., is entitled to receive a management fee, calculated at an annual rate of 0.1% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The management fee for the year ended 30 April 2009 was USD5,170 (Period ended 30 April 2008: USD13,822). As at 30 April 2009, a management fee of USD298 (2008: USD775) was payable to the Manager.

Performance fee

The Investment Manager is also entitled to receive a performance fee calculated and payable in arrears at the end of each calendar quarter. The performance fee for any calendar quarter will be an amount equal to 12.5% of the amount by which the net asset value per unit (before deduction of the performance fee) at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the net asset value per unit (before deduction of the performance fee) as at the end of any of the preceding calendar quarters, or the initial price of USD100 if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the relevant quarter.

No performance fee was paid for the year ended 30 April 2009 (Period ended 30 April 2008: USD143,777). Accordingly, no performance fee was payable to the Investment Manager as at 30 April 2009 (2008: nil).

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

5. FEES (continued)

Distribution fee

The Distributor, Aizawa Securities Co., Ltd., is entitled to receive a distribution fee, calculated at an annual rate of 0.5% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The distributor fee for the year ended 30 April 2009 was USD25,854 (Period ended 30 April 2008: USD69,109). As at 30 April 2009, a distribution fee of USD1,489 (2008: USD3,877) was payable to the Distributor.

Agent company fee

The Agent Company, Aizawa Securities Co., Ltd., is entitled to receive an agent company fee, calculated at an annual rate of 0.2% on the net asset value of the Series Trust at each valuation day and payable monthly in arrears.

The agent company fee for the year ended 30 April 2009 was USD10,342 (Period ended 30 April 2008: USD27,643). As at 30 April 2009, an agent company fee of USD596 (2008: USD1,551) was payable to the Agent Company.

6. TAXATION

Under the current laws of Cayman Islands, there is no income tax, corporation tax, capital gains tax or any other kinds of tax on profits or gains in the Cayman Islands.

The Trust has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands to the effect that, for a period of 50 years from 24 April 2007, no law that is hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax on income will be levied on the Trust. In jurisdictions other than the Cayman Islands, in some cases foreign taxes will be withheld at source of dividends and interest received by the Series Trust.

7. DISTRIBUTION

No distribution was paid or payable for the year ended 30 April 2009 (Period ended 30 April 2008: nil).

8. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2009 USD	2008 USD
Financial assets, at cost	4,429,205	8,982,537
Unrealised gains/losses	(1,108,807)	(1,195,034)
Financial assets at fair value through profit or loss	<u>3,320,398</u>	<u>7,787,503</u>

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

8. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

	2009 USD	2008 USD
Net changes in fair value on financial assets at fair value through profit or loss		
- Realized	(2,265,895)	(461,994)
- Unrealized	86,227	(1,195,034)
Total losses	<u>(2,179,668)</u>	<u>(1,657,028)</u>

A detailed portfolio listing is set out on page 22.

9. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2009 USD	2008 USD
Cash at bank	<u>299,407</u>	<u>606,450</u>

The cash at bank of USD17,761 (2008: USD103,521) was held with The HSBC Bank USA New York and USD281,646 (2008: USD502,929) was held with HSBC Manila. All are affiliate companies of the Trustee and Registrar, with balances in their accounts earning interest at floating rates based on daily bank deposit rates.

10. AMOUNTS DUE FROM A BROKER

	2009 USD	2008 USD
Balances due from a broker:		
Receivables for securities sold	<u>46,069</u>	<u>58,304</u>

11. NUMBER OF REDEEMABLE UNITS

Number of issued and fully paid redeemable units:

	2009	2008
At beginning of year/period	102,476	-
Issue of units during the year/period	567	168,119
Redemption of units during the year/period	<u>(36,003)</u>	<u>(65,643)</u>
At end of year/period	<u>67,040</u>	<u>102,476</u>

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

12. NET ASSET VALUE PER REDEEMABLE UNIT

The calculation of net asset value per redeemable unit is based on the net assets attributable to holders of redeemable units as at 30 April 2009 of USD3,573,045 (2008: USD8,334,761) and 67,040 units (2008: 102,476 units) in issue as at the balance sheet date.

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES

The Series Trust is exposed to market risk (including interest rate, currency and equity price risk), liquidity risk and credit risk arising from the financial instruments it holds. The risk management objective of the Series Trust is to implement strategies to minimize potential losses so as to mitigate potential adverse effects on the Series Trust's financial performance. The Investment Manager has adopted a system of checks and balances to enable the Series Trust to remain in compliance with applicable laws and rules of the Series Trust.

The Manager of the Series Trust is responsible for the daily operation of the Series Trust. It is also responsible for the management of the Series Trust's assets and the issue and repurchase of the units.

The Manager entrusts the management of the Series Trust's assets to the Investment Manager. The Investment Manager utilizes available resources to implement appropriate investment decisions. The Investment Manager has a team which is made up of board directors and investment committee within the Investment Manager.

(a) Market risk

Market risk is the risk that the fair value of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates, equity prices and other factors affecting the individual assets or all assets in the market.

A detailed investment portfolio of the Series Trust as at the balance sheet date is set out on page 22.

(i) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument and future cash flows will fluctuate as a result of changes in market interest rates.

The majority of the Series Trust's financial assets are equity shares and other instruments which neither pay interest nor have a maturity date. As a result, the Series Trust is not subject to significant amount of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. The Series Trust's exposure to interest rate risk on its cash and cash equivalents is disclosed in note 9.

(ii) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Series Trust is exposed to currency risk on its investments and certain other assets which are denominated in currencies other than USD. Accordingly, the value of the Series Trust's assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates and therefore the Series Trust will necessarily be subject to currency risks.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market risk (continued)

(ii) Currency risk (continued)

The Series Trust is mainly exposed to currency risks in Philippine Peso ("PHP") through its Philippine related investments. The financial instruments that expose the Series Trust to significant foreign currency risks are disclosed as follows:

At 30 April 2009

	PHP	USD equivalents
Financial assets at fair value through profit or loss	161,172,119	3,320,398
Other assets	2,543,668	52,403
Bank balance and broker account	13,671,085	281,646
Total assets	<u>177,386,872</u>	<u>3,654,447</u>

At 30 April 2008

	PHP	USD equivalents
Financial assets at fair value through profit or loss	328,586,624	7,787,503
Other assets	2,576,270	61,078
Cash at bank	21,211,035	502,929
Total assets	<u>352,373,929</u>	<u>8,351,510</u>

The analysis below shows the management's best estimates of the effect of a reasonably possible movement of the currency rates against the USD with all other variables held constant on the income statement as at 30 April 2009 and 2008. A negative amount in the table reflects a potential net reduction in income statement and equity, while a positive amount reflects a net potential increase. In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

At 30 April 2009

Currency PHP	Change in Currency Rate (%) ±5%	Effect on net asset and profits (USD) ±182,722
-----------------	------------------------------------	---

At 30 April 2008

Currency PHP	Change in Currency Rate (%) ±5%	Effect on net asset and profits (USD) ±419,645
-----------------	------------------------------------	---

The Series Trust is also exposed to foreign currency risk through certain transactions that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD"). As HKD is pegged to USD, the Series Trust does not expect any significant movement in HKD/USD exchange rate.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market risk (continued)

(iii) Equity Price Risk

Equity price risk is the risk that the fair values of equities decrease as a result of changes in equity indices and the value of individual stocks. The trading equity price risk exposure arises from the Series Trust's investment portfolio. As all of the Series Trust's equities are carried at fair value with fair value changes recognised in the income statement, all changes in market conditions will directly affect net investment income.

The Investment Manager on behalf of the Manager will adopt a value and growth approach to investment in respect of the Series Trust. The Investment Manager will seek out stocks that are undervalued in the expectation that share prices will rise subsequently to more accurately reflect their true value. Additionally, the Investment Manager will adopt an active asset allocation process whereby the Investment Manager will adjust the asset allocations in response to changes in market trends. The key benchmark to the performance is the 30-share main index, the Philippine Stock Exchange PSEi index ("Phisix"). The key objective is to surpass the performance of the Phisix by 300bp to 500bp utilizing the investment strategy.

At 30 April 2009, it is reasonably expected by the Investment Manager that a possible increase/decrease of 5% in Phisix, with all other variables held constant, would increase/decrease the financial assets at fair value through profit or loss and accordingly, the net assets by approximately USD143,994 (2008: USD778,750). In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

	Change in Phisix	Effect in financial assets at fair value through profit or loss	Effect on net assets and profits
			USD
2009	±5 %	±4.03 %	±143,994
	Change in Phisix	Effect in financial assets at fair value through profit or loss	Effect on net assets and profits
			USD
2008	±5 %	±10 %	±778,750

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(b) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Series Trust will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial assets or in meeting unitholder redemption requests. Liquidity risk may result from an inability to realize the financial instrument timely at its fair value. Also, substantial redemption of units at the request of unitholders may expose the Series Trust to liquidity risk as it could require the Investment Manager to liquidate investments of the Series Trust more rapidly than otherwise desirable and at less favourable prices to fund the redemption, unless the Manager is able to borrow the necessary cash for such redemption. During the year, no such borrowings have arisen (2008: nil).

The market for relatively illiquid securities tends to be more volatile than the market for more liquid securities. Investment of the Series Trust's assets in relatively illiquid securities may restrict the ability of the Investment Manager to dispose of the Series Trust's investments at a price and time that it wishes to do so. The Series Trust's listed securities are considered to be realizable as they are all listed in Philippine stock exchanges, but the liquidity conditions for smaller companies can vary very significantly in different market conditions. It is expected that there will be market impact costs if the Series Trust decides to liquidate its investment in a short time frame.

The table below indicate the residual contractual, undiscounted cash flows of the Series Trust's financial liabilities:

At 30 April 2009

	Due within 1 month USD	Due within 3 months USD	Due between 3 and 12 months USD	No stated maturity USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	(13,655)	(21,350)	-	-	(35,005)
Redemptions payable	(64,697)	-	-	-	(64,697)
Net assets attributable to holders of redeemable units	(3,573,045)	-	-	-	(3,573,045)
Total liabilities	(3,651,397)	(21,350)	-	-	(3,672,747)

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(b) Liquidity risk(continued)

At 30 April 2008

	Due within 1 month USD	Due within 3 months USD	Due between 3 and 12 months USD	No stated maturity USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	(21,057)	(24,522)	-	-	(45,579)
Redemptions payable	(84,645)	-			(84,645)
Net assets attributable to holders of redeemable units	(8,334,761)	-	-	-	(8,334,761)
Total liabilities	(8,440,463)	(24,522)	-	-	(8,464,985)

(c) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial asset will fail on a commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust will be subject to the possibility of insolvency, bankruptcy or default of a counterparty with which the Series Trust trades, which could result in substantial losses to the Series Trust.

The Series Trust's maximum exposure to credit risk in the event that counterparties fail to perform their obligations as of 30 April 2009 in relation to each class of recognised financial assets, other than derivatives, is the carrying amount of those assets as indicated in the balance sheet.

All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Series Trust's custodian bank has received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Series Trust's custodian bank. The trade will fail if either party fails to meet their obligation. Bank balances are placed with reputable financial institutions. Therefore, the Series Trust does not expect to incur material credit losses on its financial instruments.

Significant concentrations of credit risk

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors affect counterparties whose aggregate credit exposure is significant in relation to the Series Trust's total credit exposure. The Series Trust's portfolio of financial instruments is diversified along industry, product and geographic lines, and transactions are entered into with a range of counterparties, thereby mitigating any significant concentration of credit risk.

MFMCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

30 April 2009

13. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(d) Capital Management

The Series Trust's capital is represented by the outstanding redeemable units in issue. Currently, the Series Trust has 67,040 (2008: 102,476) redeemable units in issue (note 11).

The investment objective of the Series Trust is to derive income and long-term capital appreciation at a reasonable level of risk.

The Series Trust will invest primarily, but not exclusively, in listed equities, "registered-for-trading"/ pre-listing equities, bonds, warrants and other securities, and derivatives (including options, forwards and futures) of such securities, issued by Philippine companies or Philippine related companies. The Series Trust will invest in Philippine companies either that are listed or not listed on the Philippine Stock Exchange.

The Series Trust does not have any externally imposed capital requirements.

14. COMPARATIVE AMOUNTS

Certain comparative amounts have been reclassified to conform with the current year's presentation and accounting treatment.

15. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 23 October 2009.

MF MCP-AIZAWA TRUST-PHILIPPINE FUND

PORTFOLIO LISTING

30 April 2009

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>			
Equity securities			
<u>Philippines</u>			
Aboitiz Equity Ventures Inc	1,707,000	200,452	5.61
Aboitiz Power Corp	3,374,000	361,451	10.12
Ayala Corp	31,200	142,053	3.98
Ayala Land Inc	1,505,000	195,335	5.47
Bank of the Philippine Islands	223,000	181,470	5.08
Energy Development Corp	2,370,000	175,773	4.92
Filinvest Land Inc	10,000,000	115,369	3.23
First Gen Corp	150,000	57,170	1.60
First Philippine Holdings Corp	390,000	196,849	5.51
Globe Telecom Inc	17,615	295,762	8.28
International Container Terminal	905,200	237,770	6.65
Jollibee Foods Corp	275,000	257,778	7.21
Manila Water Company	715,000	195,175	5.46
Philippine Long Distance Telephone Co	7,750	348,064	9.74
Security Bank Corp	111,850	79,498	2.22
SM Prime Holdings, Inc	1,640,000	280,429	7.85
Total investments		<u>3,320,398</u>	<u>92.93</u>

MFMCP-アイザワ トラスト フィリピンファンド

(3) 【投資有価証券明細表等】

ポートフォリオ一覧

2009年 4 月30日

	株数	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
<u>損益計算書を通じて公正価値で 測定する金融資産</u>			
株式			
<u>フィリピン</u>			
Aboitiz Equity Ventures Inc	1,707,000	200,452	5.61
Aboitiz Power Corp	3,374,000	361,451	10.12
Ayala Corp	31,200	142,053	3.98
Ayala Land Inc	1,505,000	195,335	5.47
Bank of the Philippine Islands	223,000	181,470	5.08
Energy Development Corp	2,370,000	175,773	4.92
Filinvest Land Inc	10,000,000	115,369	3.23
First Gen Corp	150,000	57,170	1.60
First Philippine Holdings Corp	390,000	196,849	5.51
Globe Telecom Inc	17,615	295,762	8.28
International Container Terminal	905,200	237,770	6.65
Jollibee Foods Corp	275,000	257,778	7.21
Manila Water Company	715,000	195,175	5.46
Philippine Long Distance			
Telephone	7,750	348,064	9.74
Security Bank Corp	111,850	79,498	2.22
SM Prime Holdings, Inc	1,640,000	280,429	7.85
投資合計		3,320,398	92.93

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年8月末日現在)

	米ドル	円(を除く)
資産総額	4,339,448.67	402,440,470
負債総額	165,386.30	15,337,925
純資産総額(-)	4,174,062.37	387,102,544
発行済口数	63,945口	
純資産価格(/)	65.28	6,054

第 5 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (自 2007年 5 月 7 日 至 2008年 4 月30日)	168,119 (168,119)	65,643 (65,643)	102,476 (102,476)
第 2 会計年度 (自 2008年 5 月 1 日 至 2009年 4 月30日)	567 (567)	36,003 (36,003)	67,040 (67,040)

(注 1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注 2) 販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の2009年 8 月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1 株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近 5 年間における資本金の額の増減は、以下のとおりです。

2004年10月末日	資本金額：11,500万円
2009年 2 月17日	資本金額： 5,000万円

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1 人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は 2 名です。ただし、取締役が 1 名の場合には定足数は 1 名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2009年8月末日現在、以下のとおり、公募投資信託19本および私募投資信託2本の管理・運用を行っています。

(2009年8月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	12	207,635,892.58米ドル
		7	22,837,650,944円
	私募	1	12,221,543.41米ドル
		1	346,644,530円

3 【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、監査人であるKPMG AZSA & Co.の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

FCインベストメント・リミテッド

貸借対照表

2007年及び2008年8月31日現在

（日本円で表示）

	注記	当期	前期
流動資産			
現金および現金等価物	2	112,032,997	278,573,883
売掛金	4	16,112,270	20,447,020
営業投資有価証券	2・3	387,002,512	100,000,000
その他の流動資産		11,213,026	-
流動資産合計		526,360,805	399,020,903
固定資産			
投資有価証券	2	10,000,000	10,000,000
固定資産合計		10,000,000	10,000,000
資産合計		536,360,805	409,020,903
負債			
未払金	8	1,956,333	2,430,478
負債合計		1,956,333	2,430,478
純資産			
株式資本	5	115,000,000	115,000,000
利益剰余金		419,020,472	291,590,425
その他有価証券評価差額金		384,000	-
純資産合計		534,404,472	406,590,425
負債及び純資産合計		536,360,805	409,020,903

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

FCインベストメント・リミテッド

損益計算書

2006年9月1日から2007年8月31日及び
2007年9月1日から2008年8月31日
(日本円で表示)

	注記	当期	前期
収 益			
管理報酬		199,042,416	177,395,420
営業投資損益	7	(31,061,488)	(1,932,500)
受取利息		189,401	201,963
受取配当金		540,000	-
		168,710,329	175,664,883
費 用			
支払手数料	8	20,236,703	21,878,604
法務および専門家報酬		3,628,622	2,417,446
アドバイザー報酬		3,474,690	4,293,030
支払給与		3,024,210	2,862,020
銀行手数料		521,111	464,843
為替差損		2,243,902	658,198
支払利息		6,868,046	-
その他の営業費用	9	1,282,998	2,713,801
		41,280,282	35,287,942
当期利益		127,430,047	140,376,941

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

株主持分変動計算書

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2007年9月1日現在の残高	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
発行済株式	-	-	-	-
当期利益	-	127,430,047	-	127,430,047
有価証券評価差額金	-	-	384,000	384,000
2008年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

2006年9月1日から2007年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2006年9月1日現在の残高	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
発行済株式	-	-	-	-
当期利益	-	140,376,941	-	140,376,941
有価証券評価差額金	-	-	255,745	255,745
2007年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>-</u>	<u>406,590,425</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FC インベストメント・リミテッド

注 記

（日本円で表示）

1. 会社概要

当社は、ケイマン諸島において2003 年9 月9 日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2. 重要な会計方針

(a)財務書類作成の基礎

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b)営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(c)投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d)現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金から成る。

(e)外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含まれる。

3. 営業投資有価証券

	今期	前期
FC Jグランドファンド クラスA	120,864,000	-
FC アントレプレナーファンド	100,000,000	100,000,000
その他の営業投資有価証券	166,138,512	-
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4. 売掛金

	今期	前期
管理報酬	16,112,270	20,447,020

5. 株主資本

	今期	前期
授權済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000
発行済および払込済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000

6. 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。
当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

7. 営業投資損益

	今期	前期
FCグローバルトラストSVI-SUBファンド	-	(1,932,500)
その他の営業投資有価証券	(31,061,488)	-
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8. 関係会社間取引

	今期	前期
親会社への未払金	-	87,121
親会社への支払手数料	1,843,432	1,812,899

9. その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	今期	前期
退職金	321,480	-
通信費	276,437	289,244
賃借料	263,032	273,728
租税公課	210,000	-
保険料	140,817	-
旅費交通費	62,072	199,413
雑費	9,160	1,951,416
	<u>1,282,998</u>	<u>2,713,801</u>

[次へ](#)

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of 31 August 2008 and 2007
 (Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Current assets			
Cash and cash equivalents	2	112,032,997	278,573,883
Accounts receivable	4	16,112,270	20,447,020
Operational investment securities	2・3	387,002,512	100,000,000
Other current assets		11,213,026	-
Total current assets		526,360,805	399,020,903
Long-term investments			
Other investment securities	2	10,000,000	10,000,000
Total long-term investments		10,000,000	10,000,000
Total assets		536,360,805	409,020,903
Liabilities			
Accounts payable	8	1,956,333	2,430,478
Total liabilities		1,956,333	2,430,478
Shareholder's Equity			
Share capital	5	115,000,000	115,000,000
Undistributed retained earnings		419,020,472	291,590,425
Net unrealized holding gains on securities		384,000	-
Total shareholder's Equity		534,404,472	406,590,425
Total Liabilities and Shareholder's Equity		536,360,805	409,020,903

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended 31 August 2008 and 2007
 (Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Income			
Management fees		199,042,416	177,395,420
Loss from operational investment securities	7	(31,061,488)	(1,932,500)
Interest income		189,401	201,963
Dividends earned		540,000	-
		168,710,329	175,664,883
Expenses			
Fees and expenses	8	20,236,703	21,878,604
Legal and other professional fees		3,628,622	2,417,446
Advisory expenses		3,474,690	4,293,030
Salaries		3,024,210	2,862,020
Bank charges		521,111	464,843
Foreign exchange loss		2,243,902	658,198
Interest expenses		6,868,046	-
Other operating expenses	9	1,282,998	2,713,801
		41,280,282	35,287,942
Net income		127,430,047	140,376,941

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

Current year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
Shares issued	-	-	-	-
Net income	-	127,430,047	-	127,430,047
Net unrealized holding gains on securities	-	-	384,000	384,000
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

Prior year

For year from 1 September 2006 to 31 August 2007

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains or losses on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
Shares issued	-	-	-	-
Net income	-	140,376,941	-	140,376,941
Net unrealized holding gains on securities	-	-	255,745	255,745
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>-</u>	<u>406,590,425</u>

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements

(Expressed in Japanese Yen)

1 The Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

2 Significant accounting policies

(a) *Basis of presenting non-consolidated financial statements*

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) *Operational investment securities*

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

(c) *Other investment securities*

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

(e) *Foreign currency translation*

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

3 Operational investment securities

	Current year	Prior year
FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A	120,864,000	-
FC ENTREPRENEUR FUND	100,000,000	100,000,000
Other operational investment securities	166,138,512	-
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4 Accounts receivable

	Current year	Prior year
Management fees	16,112,270	20,447,020

5 Share capital

	Current year	Prior year
<i>Authorised:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000
<i>Issued and paid:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000

6 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

7 Loss from operational investment securities

	Current year	Prior year
FC GLOBAL TRUST - SVI - SUB - FUND OF FC GLOBAL FUND	-	(1,932,500)
Other loss from operational investment securities	(31,061,488)	-
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8 Related party transactions

	Current year	Prior year
Accounts payable to the Parent	-	87,121
Fees and expenses to the Parent	1,843,432	1,812,899

9 Other operating expenses

	Current year	Prior year
Other operating expenses include:		
Retirement expenses	321,480	-
Communication expenses	276,437	289,244
Rent	263,032	273,728
Tax and duties	210,000	-
Insurance expenses	140,817	-
Travel expenses	62,072	199,413
Miscellaneous expenses	9,160	1,951,416
	<u>1,282,998</u>	<u>2,713,801</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の中間財務書類は、本国における独立監査人の監査を受けていません。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

FCインベストメント・リミテッド

中間貸借対照表

2009年2月28日現在

(単位：円)

資産の部

流動資産

現金及び預金	19,715,996
売掛金	6,694,029
営業投資有価証券	128,981,992
短期貸付金	5,000,000
その他の流動資産	240,690
流動資産合計	160,632,707

固定資産

投資有価証券	10,000,000
貸倒引当金	(10,000,000)
固定資産合計	0
資産合計	160,632,707

負債の部

流動負債

未払金	1,346,551
負債合計	1,346,551

純資産の部

株主資本

資本金	50,000,000
-----	------------

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	109,286,156
利益剰余金合計	109,286,156
株主資本合計	159,286,156
純資産合計	159,286,156
負債純資産合計	160,632,707

FCインベストメント・リミテッド中間損益計算書自2008年9月1日 至2009年2月28日

(単位：円)

営業収益	
管理報酬	55,939,734
営業投資損益	(49,934,469)
受取利息	505,481
受取配当金	540,000
	7,050,746
営業費用	
支払手数料	6,192,856
役員報酬	1,441,600
アドバイザー報酬	1,441,600
法務および専門家報酬	1,315,430
銀行手数料	400,499
為替差損	3,852,469
匿名組合出資譲渡損	31,149,992
貸倒引当金繰入	10,000,000
その他営業費用	990,616
	56,785,062
中間純利益	(49,734,316)

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の計算で行為する者との間で、有価証券(受益証券を除きます。)の売買もしくは貸借をなしまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5 【その他】

管理会社の定款は、随時、管理会社の定款の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社の発行済株式は、2009年10月26日付で株式会社ファンドクリエーションから株式会社ファンドクリエーショングループにすべて譲渡されました。

その他、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 ミューチュアルファンド・マネジメントカンパニー・オブ・フィリピン社(The Mutual Fund Management Company of the Philippines, Inc.)(「投資運用会社」)

(1) 資本金の額

2009年8月末日現在 18,120,976フィリピン・ペソ(約3,733万円)

(注) フィリピン・ペソの円貨換算額は、便宜上、平成21年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の売値(1フィリピン・ペソ=2.06円)によります。

(2) 事業の内容

ミューチュアルファンド・マネジメントカンパニー・オブ・フィリピン社(MFMCP)は、1995年にフィリピン法に基づき設立された投資運用会社です。MFMCPは、ニューヨークを本拠地とする投資運用会社であるクレメンテ・キャピタル・インクの子会社クレメンテ・ファンド・マネジメント・アジア・リミテッドのリリア・クレメンテ氏により設立されました。

2 HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」「登録事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2009年4月末日現在 130万米ドル(約1億2,056万円)

(2) 事業の内容

HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッドは、HSBCホールディングス・ピー・エル・シーの全額出資子会社であり、1981年11月10日にケイマン諸島で免税会社として設立されました。同社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改訂)の規定に基づき無制限の信託会社としての免許、および、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けています。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド

HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)(「管理事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2009年4月末日現在 6,827,891米ドル(約6億3,322万円)

(2) 事業の内容

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドは、HSBCホールディングス・ピー・エル・シーの全額出資子会社であり、1974年9月27日に香港で設立されました。同社は、香港会社条例第78条(1)に基づく信託会社として、および強制積立基金制度に基づき承認された受託会社として登録されています。

4 藍澤証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.)(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2009年8月末日現在、80億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

1 ミューチュアルファンド・マネジメントカンパニー・オブ・フィリピン社(The Mutual Fund Management Company of the Philippines, Inc.)(「投資運用会社」)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供します。

2 HSBCトラスティ(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」「登録事務代行会社」)

ファンドの受託会社および支払代行業務、管理事務代行業務(純資産価格の計算を含みます。)、記帳業務ならびに管理会社との信託証書に基づくその他の業務を行います。

受託会社は、受託会社および登録事務代行業務の一部を、管理事務代行会社であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドに付与しました。各サブ・ファンドの資産および負債は分離され、一定の場合を除き、当該サブ・ファンドの受益者に対してのみ帰属します。負債は分離され、一定の場合を除き、当該サブ・ファンドの受益者に対してのみ帰属します。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド

(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)(「管理事務代行会社」)

保管業務および管理事務代行業務を行います。

4 藍澤証券株式会社(Aizawa Securities Co., Ltd.)(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4 . 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコンプライアンス上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

(e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8 . 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。

- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または

- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、

CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。

- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。

- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9 . 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託

- (b) 免許投資信託管理者

- (c) 規制投資信託であった人物、または

- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2009年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。

- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2009年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。

- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。

- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
 - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成20年10月31日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第1期）
平成21年1月30日 半期報告書（第2期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

MF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンドの受託会社及び受益者各位

当監査法人は、添付のMF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンド（以下「トラスト」）の2007年4月30日現在の貸借対照表、および2007年5月7日（運用開始日）から2008年4月30日の期間の損益計算書、買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産額変動計算書、キャッシュフロー計算書、ならびに主要な会計方針の要約およびその他注記を監査した。

財務諸表についての管理会社の責任

管理会社は香港財務報告基準に準拠して本財務諸表を作成し公正に表示する責任がある。この責任に含まれるものは、故意・過失によらず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制の計画、実施及び維持、適切な会計原則の選択及び適用、ならびに現状において妥当な会計上の見積もりの計上である。

会計監査人の責任

当監査法人の報告書は受託会社及び総受益者のためにのみ作成され、それ以外の目的はない。当監査法人は本報告書の内容について、その他の者に対して責任または債務を負わない。

当監査法人の責任は監査に基づき本財務諸表について意見を表明することである。当監査法人は香港監査基準に準拠して監査を実施した。香港監査基準により当監査法人は倫理的要件に従い財務諸表に重大な虚偽記載がないかについて合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

独立監査人の監査報告書（続き）

会計監査人の責任（続き）

監査は財務諸表上の金額及び開示事項についての監査証拠を得る手続きを実行することを含む。手続きの選択は、不正または過失によるかを問わず財務諸表に重大な虚偽記載があるというリスクの評価を含め、監査法人の判断によるものとする。当監査法人は、それらのリスク評価を行うにあたり、組織の内部統制の有効性について意見を表明する目的のためではなく、かかる状況において適切な監査手順を設計するという目的のため、組織による財務諸表の作成及び適正表示にかかる内部統制を検討する。監査ではさらに、適用する会計方針の適切性及び管理会社が行う会計上の見積りの妥当性評価、ならびに財務諸表の表示全般の評価等を行う。

当監査法人は入手した監査証拠が、監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信する。

意見

当監査法人の意見では、財務諸表はMF MCP - アイザワ トラスト フィリピンファンドの2008年4月30日現在における財務状況、ならびに香港財務報告基準に準拠した2008年5月7日（運用開始日）から2008年4月30日までの期間の財務実績及びキャッシュフローを真正かつ適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング

2008年10月22日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Trustee and Unitholders of
MFMCP-Aizawa Trust – Philippine Fund

We have audited the accompanying financial statements of MFMCP-Aizawa Trust – Philippine Fund (the “Trust”) which comprise the balance sheet as at 30 April 2008, and the income statement, statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable units and statement of cash flows for the period from 7 May 2007 (date of commencement of operations) to 30 April 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Trustee's Responsibility for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

Independent Auditors' Report (continued)

Auditors' Responsibility (continued)

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of MFMCP-Aizawa Trust – Philippine Fund as of 30 April 2008, and of its financial performance and its cash flows for the period from 7 May 2007 (date of commencement of operations) to 30 April 2008 in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Ernst & Young
22 October 2008

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

MF MCP – アイザワ トラスト フィリピンファンドの受託会社及び管理会社

我々は添付のMF MCP – アイザワ トラスト フィリピンファンド（「シリーズ・トラスト」）の2009年4月30日現在の貸借対照表及び同日終了年度の損益計算書、買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに主要な会計方針の要約とその他注記から構成される財務諸表を監査した。

財務諸表についての管理会社の責任

管理会社は香港財務報告基準に準拠して本財務諸表を作成し公正に表示する責任がある。この責任に含まれるものは、故意・過失によらず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制の計画、実施及び維持、適切な会計原則の選択及び適用、並びに現状において妥当な会計上の見積もりの計上である。

監査人の責任

我々の報告書は受託会社のためにのみ作成され、それ以外の目的はない。我々は本報告書の内容について、その他の者に対して責任または債務を負わない。

我々の責任は監査に基づき本財務諸表について意見を表明することである。我々は香港監査基準に準拠して監査を実施した。香港監査基準により我々は倫理的要件に従い財務諸表に重大な虚偽記載がないかについて合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

独立監査人の監査報告書(続き)

監査人の責任（続き）

監査は財務諸表上の金額及び開示事項についての監査証拠を得る手続きを実行することを含む。手続きの選択は、故意または過失によるかを問わず財務諸表に重大な虚偽記載があるというリスクの評価を含め、我々の判断によるものとする。我々は、それらのリスク評価を行うにあたり、組織の内部統制の有効性について意見を表明する目的のためではなく、かかる状況において適切な監査手順を設計するという目的のため、組織による財務諸表の作成及び適正表示にかかる内部統制を検討する。監査ではさらに、適用する会計方針の適切性及び管理会社が行う会計上の見積りの妥当性評価、並びに財務諸表の表示全般の評価等を行う。

我々は入手した監査証拠が、監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信する。

意見

我々は、財務諸表はMFMCP – アイザワ トラスト フィリピンファンドの2009年4月30日現在における財政状態及び同日終了年度の運用成績及びキャッシュフローを香港財務報告基準に準拠して真正かつ適正に表示していると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング
2009年10月23日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee and the Manager
MFMCP – Aizawa Trust – Philippine Fund

We have audited the accompanying financial statements of MFMCP – Aizawa Trust – Philippine Fund (the "Series Trust") which comprise the balance sheet as at 30 April 2009, and the income statement, statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable units and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

Independent Auditors' Report (continued)

Auditors' Responsibility (Continued)

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of MFMCP – Aizawa Trust – Philippine Fund as of 30 April 2009, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Ernst & Young
23 October 2009

[次へ](#)

監査報告書

FC インベストメント・リミテッドの株主各位

当監査法人は、FCインベストメント・リミテッドの2006年9月1日から2007年8月31日に終了する会計期間および2007年9月1日から2008年8月31日に終了する会計期間の日本円に換算された貸借対照表及び損益計算書並びに株主持分変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメント・リミテッドの2007年及び2008年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

KPMG AZSA & Co

東京

2008年12月26日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the related income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the results of it's operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(KPMG AZSA & Co.)

Tokyo, Japan
December 26, 2008

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)